



口絵1 楽翁公旧蔵古瓦(1) 左下(図3-2)は主文様の上に「八反/法観寺」と刻書するが、下中央(図3-6)は瓦当文字を避け「備州/吉備津宮」と朱漆書し、右下(図2-4)は周縁に「土御門内裏」と刻書する。土堀に埋め込む時、文様を配慮し由来を記したのだ。寺院名(図6-5)や「栗」(図2-5)の瓦当文字があれば刻書や朱漆書は控えた。



口絵2 楽翁公旧蔵古瓦(2) 左(図5-1)は軒平瓦凹面に「黄薇寺古瓦/寛政七年穿土獲之」と由来を墨書。上中央(図6-8)は緑釉丸瓦だが釉の残りは悪い。「大極殿」と刻書。右上(図3-8)は巴文の高まりを避けて「橘寺」と刻書。下中央(図1-5)と右下(図1-8)は、瓦自体には採集地情報はもともとなかった。



口絵3 楽翁公旧蔵古瓦(3) カラー写真で見れば、方形瓦当(図2-1)は赤焼瓦とわかる(左上)。右下は弁間に「橘逸勢亭」と朱漆書(図3-1)。右上(図2-3)は主文様の上に「教王護国寺」、左下(図2-6)は珠文間に「橘寺」と刻書する。いずれも土壁に埋め込んだ時に見える場所に記した文字である。



口絵4 楽翁公旧蔵古瓦(4)「白河侯所蔵古瓦目録」は採集地と採集数のみの情報で、瓦の種類に関する情報はない。しかし、本鬼瓦(図7-4)も側面・裏面に付着する漆喰によって、楽翁公旧蔵古瓦の1つと確認できる。これだけ残りの良い鬼瓦は、発掘でもめったに出土しないが、定信はどのようにして入手したのだろうか。

# 「館藏品研究」 楽翁公旧蔵古瓦

上原 真人

## 第一章 黒川古文化研究所所蔵の楽翁公旧蔵古瓦

発掘資料とコレクション資料 黒川古文化研究所の所蔵品には、日

本・中国を中心とした文書・書画・古銭・考古資料など多種多様な文化財があり、そのなかに一千点を越える古瓦資料がある〔西村・菅井一九八七、以下『黒川瓦目録』と略称する〕。近世以降、瓦屋根は一般住宅にも採用される。しかし、古代・中世の瓦屋根は寺院・宮殿・官衙・城郭など、宗教・政治施設を荘厳する機能があった。当然、古代・中世瓦が出土する遺跡は限定され、各地の文化財行政を担当する機関が所蔵する発掘によって得られた古瓦資料は、量は膨大でも限られた遺跡の出土品となる。

これに対し、黒川古文化研究所が所蔵する古瓦には、日本各地百数十ヶ所の寺院跡や宮殿跡で採集された各時代の古瓦が混在する。発掘資料ではなく、おもにコレクターや業者を仲介とした採集品である。文化財を担当する行政機関が所蔵する発掘資料を一括して分析すれば、瓦や遺跡の年代情報、屋根景観情報、瓦の需給関係などの良好な歴史情報を得ることができる〔上原一九九七〕。しかし、仲介者のあるコレクションは、こうした情報が不足する。発掘資料にくらべ歴史資料として劣るのである。しかし、歴史資料として劣っても、コレクションには発掘資料にない利点がある。たとえば、同じ場所にいながら、日本各地・各時

代の瓦が実物で比較検討できるのは、研究者にとって有益である。また、特定のコレクターによるコレクションは時代性を反映した歴史的産物で、学史・研究史を考える材料になる。

**松平定信の文化活動** 黒川古文化研究所には、寛政の改革で名を馳せた松平定信（一七五九〜一八二九年）に関わる瓦のコレクション、すなわち楽翁公旧蔵古瓦とその拓本集（『楽翁公旧蔵古瓦譜』）がある。第三代白河藩主（福島県白河市）だった定信は、天明の大飢饉（一七八三年）の対応で政治手腕が認められ、十一代将軍家斉のもとで老中首座・將軍輔佐として幕政再建に着手（一七八七年）。しかし、六年で失脚。以後は白河藩政に専念するとともに、文化活動の擁護者として活躍する。

定信の具体的な文化活動は、天明八（一七八八）年に炎上した内裏を、裏松固禪（二七三六〜一八〇四年）等の研究成果（『大内裏図考証』）を取り入れ、古制に則って総奉行として寛政二（一七九〇）年に復興したことに始まる。現京都御所は幕末の火災後に再建されたものだが、古制を踏襲した定信の復興内裏にならっているという。これは定信が幕政に関与した時期の所産であるが、各地にある古宝物を、碑銘・鐘銘・兵器・銅器・楽器・文房・印章・扁額・肖像・古書画の一〇種に分類し、一八五九点八五巻にまとめた全国規模の文化財調査、すなわち『集古十種』は、老中を引退した後の仕事である。『集古十種』を中心とした松平定信の文化活動は、史料を詳細に検討した当研究所の川見研究員の論



考等「川見二〇一七・二〇一八」を参照されたい。

**楽翁公田蔵古瓦の由来** 松平定信の文化財調査には古瓦蒐集が含まれる。その具体成果が楽翁公田蔵古瓦である。当研究所が所蔵する楽翁公田蔵古瓦五〇点、およびその拓本・模写図と採集地を記録した『楽翁公田蔵古瓦譜』に関しては、当研究所長だった武藤誠氏が、すでに由来や現状を紹介している「武藤一九七五」。すなわち、同瓦譜の序文を書いた高橋健自博士（一八七一～一九二九年、東京帝室博物館所属）は、数代前から家にあつた瓦拓本集（作者不詳）収録品の一部が、楽翁公が蒐集した瓦の拓本ではないかと考えていた。たまたま、大正三（一九一四）年四月に開催された史学会総会の展覧に出品された山田宗兵衛氏所蔵の古瓦に、家蔵拓本集と一致するものがあつたので、由緒を問うたところ、東京浅草福井町にあつた松平越中侯下屋敷の庭内茶室を囲む土塀にはめ込んであつたものとの回答を得た。

同下屋敷は明治維新後、松平家中の某が料亭・福清楼としたが、山田氏の伯父で好古癖があつた稲垣市左衛門氏が遊んだ時、庭に散在する古瓦片に気づき、楼主に由来を問うたところ、多くの古瓦をはめ込んだ茶室の土塀を壊した時に、その古瓦を松平家の庫に納めた残りであるとの答えを得た。そこで稲垣氏は松平公に願い出て、庫にあつた古瓦のなかから残りの良いもの五二点を譲り受けた。内二点は親戚の稲垣美卿氏に譲り、残り五〇点を伯父より譲り受け、山田宗兵衛氏が所有するに至つたという。

**『楽翁公田蔵古瓦譜』の由来** 山田氏は由緒ある所蔵瓦が、高橋家伝来の瓦拓本集にめぐり会つたことを喜び、五〇点の瓦の拓本と模写図を新たに作り、その編集と序文を高橋博士に請うた。高橋博士は大正八（一九一九）年四月、瓦自体に朱書・墨書・刻書された採集地情報に加

えて、『仙台金石史』所収の「白河侯所蔵古瓦目録」を参考に、五〇点のなかで四四点の瓦に関する出所や所用寺院等を検討し、各拓本・模写図に傍書。同目録の順序にしたがって『楽翁公田蔵古瓦譜』を編集した。ただし、出所不明の六点は巻末に付し、同瓦譜の由来と楽翁公の事蹟を顕彰した序文を寄せた。

なお、「白河侯所蔵古瓦目録」は、定信蒐集瓦に朱書・墨書された採集地をおもな原情報として作成したらしいが、登録した一七〇点以上におよぶ個々の瓦の種類や文様に関する情報は記載されておらず、当研究所の楽翁公田蔵古瓦五〇点と厳密に照合することはむずかしい。また、目録として体裁を整えるためか、所用寺院名の原情報に国名を追記した結果、「河内当麻寺」「大和黄微寺」「山城岡寺」「大和高麗寺」などの誤解が生じており、掲載順にも規則性は認めがたい。さらに、瓦自体に朱書・墨書された採集地情報には、判読不能のものが少なくない。したがって、『楽翁公田蔵古瓦譜』の傍書記事には、高橋博士が独自に考えた見解が多く含まれることになった。

同瓦譜に傍書された筆跡は、当研究所が所蔵する楽翁公田蔵古瓦の約四割に貼付された和紙の墨書筆跡に近く、武藤氏は高橋博士が出所情報を記した和紙を添付したと考えている。なお、『楽翁公田蔵古瓦譜』所収の模写図は、拓本では表現しにくい蓮華文方形軒瓦（図2-1）、完形に近い丸瓦（図6-7）、緑釉丸瓦（図6-8）、鬼瓦（図7-4）の四点で、「玉峯」の落款印がある。しかし、製作年月から花鳥画で著名な長谷川玉峰（一八二二～一八七九年）とは別人である。

なお、「白河侯所蔵古瓦目録」については、その後、仙台市博物館にいた佐々木和博氏が整理し、六八ヶ国一三〇項目一七六点の瓦を登録していることや、近世文人の知的ネットワークとの関わりを追究した「佐々



木一九九五a・b」。ただし、当研究所の楽翁公旧蔵古瓦との対比は、おもに武藤論文に依拠したようである。

楽翁公旧蔵古瓦と関野貞博士 『楽翁公旧蔵古瓦譜』には、高橋博士の序文以外に「大正八年己未六月 槐蔭小澤隆」と「昭和三年歳在戊辰三月 香峯関野貞」の後書(跋文)がある。小澤槐蔭氏(一八五七〜一九三五年、静嘉堂文庫所屬)の後書は、コレクションの由来と後世に伝えるべきことを説くにすぎないが、関野貞博士(一八六八〜一九三五年)の後書は、楽翁公旧蔵古瓦と同瓦譜の後日談を語る。すなわち、大正一二(一九二三)年九月一日の関東大震災で山田氏宅も被災。多くのコレクションも焦土に帰す。しかし、楽翁公旧蔵古瓦と同瓦譜は、たまたま関野博士のもとにあって被災を免れた。建築史家で瓦研究の第一人者でもあった関野博士は、松平楽翁公が古物の散逸を憂い『集古十種』の編纂に尽力したこと、楽翁公旧蔵古瓦も土塀にはめ込まれたことによつて文政一二(一八二九)年の江戸大火を免れたことを奇貨とし、楽翁公とその採集古瓦の意義を強調した後書を『楽翁公旧蔵古瓦譜』に寄せたのである。

関野博士の古瓦研究は明治末年に端を発し、昭和三年の『雄山閣考古学講座 瓦』で完成する「上原一九九四a」。山田コレクションの楽翁公旧蔵古瓦が関東大震災当時に関野博士の手元にあったのも、その関係だろう。武藤論文「武藤一九七五」は、以上の経緯を概説し『楽翁公旧蔵古瓦譜』に記載された出所、各瓦に記載された墨書・朱書・刻書、貼付された和紙の墨書、各瓦の残存度を観察して同古瓦譜に収録された五〇点の拓本・模写図とともに報じた。黒川古文化研究所が所蔵する楽翁公旧蔵古瓦の実態を紹介した簡潔かつ正確な解説である。ただし、現物を観察すると、各瓦の由来を知る上で見逃されていた事実や、その後

の調査研究で明らかになった事実がいくつかある。とくに、各瓦の由来は高橋博士説を踏襲した点が多く、改訂を要する。

**本稿の目的** 以下、当研究所が所蔵する楽翁公旧蔵古瓦五〇点(瓦経片一点を含む)を実測・分類・観察して、高橋博士以後、現在までに調査・研究された類品と比較し、各々を歴史的に評価した上で、古瓦研究史における楽翁公旧蔵古瓦の意義を考える。当研究所が所蔵する古瓦関連資料の全貌は、西村俊範・菅井敏美の両氏が軒丸瓦、軒平瓦、道具瓦他、文字瓦・塼、拓本に五大別し、細分項目や年代を配慮して通し番号を与えた『黒川瓦目録』。以下、これを「瓦目録番号」と呼ぶ。

研究所の所蔵品には収蔵した時の「収蔵番号」が墨書されている(収蔵番号が登録されていないも、稀に墨書がないものもある)。この瓦「収蔵番号」は菅井・西村氏の「瓦目録番号」とはまったく関係なく、同目録も付記するがランダムである。一方、武藤氏は『楽翁公旧蔵古瓦譜』収録順に、黒川古文化研究所所蔵の楽翁公旧蔵古瓦を解説した「武藤一九七五」。瓦に貼付された楽翁1(楽翁50(横書)のラベルが武藤論文の順番に対応するので、おそらく武藤氏が貼付したのだろう(以下「武藤番号」と呼ぶ)。しかし、「武藤番号」は「収蔵番号」や「瓦目録番号」とまったく関係ない。

実測・分類・観察して古瓦を解説する場合は、瓦の種類ごとに年代順に叙述するのが望ましいが、西村・菅井分類では楽翁公旧蔵古瓦に含まれる丸瓦・平瓦は「その他」の項目でくくられている。加えて、現在の知見では年代観にも異論の余地があり、「瓦目録番号」をそのまま踏襲できない。本稿では、これまで使われた「瓦目録番号(目録と略記)」「収蔵番号(収蔵と略記)」「武藤番号(ラベルに準じ「楽翁+数字」で表記)」「は図キャプションに付記し、実測図と拓本で作成した図1〜8に振った

番号にもとづいて解説する。ただし、版面の関係や年代観のゆれもあり、必ずしも年代順にはなっていない。

なお、当研究所の楽翁公旧蔵古瓦は、様々な機会に拓本が採られたようで、軒瓦様面の高い部分には、劣悪な採拓技術による拓本墨が付着したものが多く、楽翁公旧蔵古瓦はもちろん古瓦研究資料であるが、それ以上に、松平定信が蒐集したという古瓦研究史における重要資料である。型作りの軒瓦には同範品が複数あるが、松平定信が蒐集した瓦は唯一無二である。それを何度も採拓するのは好ましくないと判断し、仕上がりにより多少の不満があっても、可能な限り既存の拓本を利用した。是とされたい。近年の報告書や論文においては、三次元画像による瓦計測や光拓本などの新技術が取って代わりつつあるが、本稿はアナログ手法による計測・分析に徹し、デジタル技術を駆使した楽翁公旧蔵古瓦の分析・解説は次世代にゆだねる。なお、**図7-4**の鬼瓦については、現大阪公立大学の岸本直文教授が、まだ学生だった時に調査・研究した成果がある「岸本一九九〇」ので、下図などに再利用した。以下、まず楽翁公旧蔵古瓦の個々の瓦の現状を述べ、現在の知見にもとづいて古瓦としての歴史的価値を解説する。

## 第二章 瓦個別解説

**図1-1** 素弁一葉蓮華文軒丸瓦。瓦当復原径一五・八cm。径三・二cmの中房に1+5の蓮子を置き、弁端に珠点を置く長さ五・〇cmの花弁一一枚を放射状に配す。瓦当裏面は中央がふくらみ、回転成形したらしい。瓦当面から約二cmより後ろの瓦当側面・裏面に漆喰痕跡がある。漆喰以前に、瓦当裏面に「大和□」（縦書）と朱書しているが判読できない。

漆喰以後に瓦当裏面に「908」と墨書し、**楽翁6**（横書）のラベルを貼付する。「楽翁公旧蔵古瓦譜」の同拓本には「大和橘寺 立部寺なるべし」の傍書がある。研究所が保管する拓本カードには「墨書ハリ札橘寺」の注記があるが、現状ではハリ札はない。採集地を墨書した和紙は高橋博士によるもので、瓦当裏面の朱書から読み取った可能性がある。

瓦当文様は鮮明で、かつて「円端点珠」「角端点珠」「藤澤一九六一」と呼ばれた「星組」飛鳥寺式軒丸瓦に該当し、飛鳥寺Ⅲ型式軒丸瓦「奈文研一九五八」と同範である。飛鳥寺Ⅲ型式軒丸瓦は当初、間弁が中房に達しない（Ⅲa）が、後に間弁を高く彫り直し中房に結合する（Ⅲb）。Ⅲbは中房圏線が明瞭になり蓮子も高くなる「花谷二〇〇〇」。本例はⅢbに属する。花谷氏によれば飛鳥寺ではⅢa・Ⅲbが、豊浦寺ではⅢbが出土し、同範品は奥山廃寺や雷廃寺でも出土する。

橘寺の発掘では、「花組」「星組」飛鳥寺式軒丸瓦が少量出土している「亀田一九九九、平松二〇〇六」。しかし、小片でⅢ型式と同範か否か確認できない。過去の採集資料では、橘寺で「花組」飛鳥寺式軒丸瓦、立部寺（定林寺）で「星組」飛鳥寺式軒丸瓦が紹介されており「保井一九三二、石田一九三六」、高橋博士自身も定林寺で「星組」飛鳥寺式軒丸瓦を採集した「石田一九三〇」。「立部寺なるべし」という『楽翁公旧蔵古瓦譜』の傍書の根拠はそこにあるのだろう。また、橘寺と定林寺が比較的近接する事実も根拠になったかもしれない。『古瓦図鑑』「石田一九三〇」は、東京国立博物館に寄贈された高橋博士収集古瓦の図録で、博士自身が採集したものを確実な資料として明示する。『楽翁公旧蔵古瓦譜』の収録拓本に傍書された高橋博士独自の見解の根拠を考える上で重要である。

しかし、高橋説に反し「白河侯所蔵古瓦目録」は「大和橘寺瓦四」



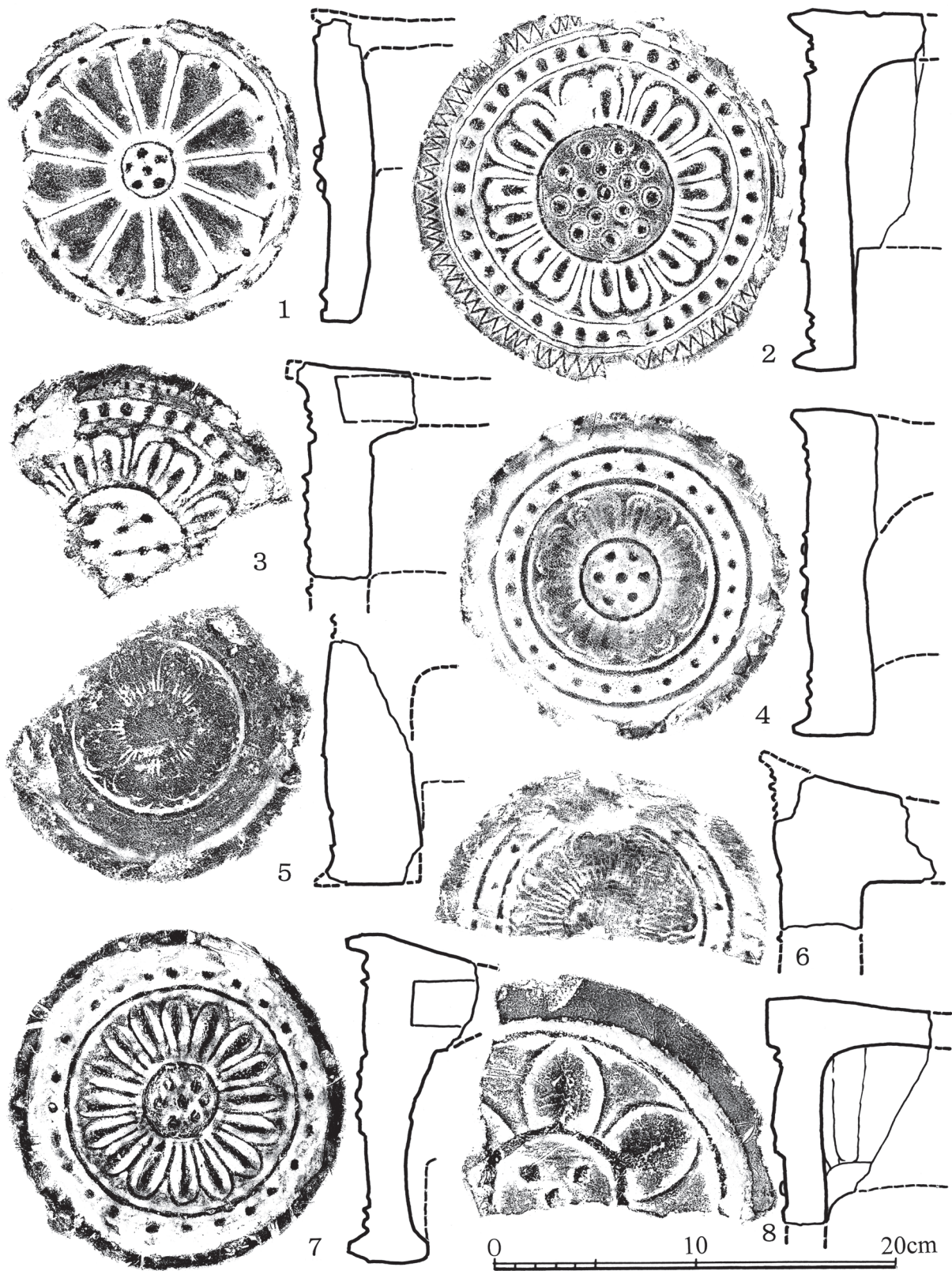


図1 栗翁公旧蔵古瓦I (軒丸瓦、縮尺3分の1) 採集地・年代(目録、収蔵、武藤番号)

- 1 明日香橘寺・6世紀後葉～7世紀初頭(目録13、収蔵908、栗翁6) 2 南都薬師寺・7世紀後葉～8世紀前葉(目録103、収蔵919、栗翁42) 3 不詳(南都薬師寺の可能性あり)・7世紀後葉～8世紀前葉(目録125、収蔵917、栗翁46) 4 京都清涼寺・8世紀前半(目録153、収蔵533、栗翁25) 5 不詳・8世紀中葉(目録155、収蔵904、栗翁50) 6 南都大安寺・8世紀中葉(目録141、収蔵934、栗翁16) 7 平城宮・8世紀後半(目録167、収蔵918、栗翁43) 8 武蔵国府(六所明神・京所麿寺・多磨寺)・9世紀前半(目録206、収蔵906、栗翁38)



を明記するのに、立部寺瓦を登録しない。『黒川瓦目録』は図1-1の出土地を「飛鳥寺か」と記すが、飛鳥寺・豊浦寺の瓦は「白河侯所蔵古瓦目録」に登録されていない。橘寺・飛鳥寺・豊浦寺は中世・近世を通じて寺観を保った古代寺院で、採集地を誤解する余地は少ない。栗翁公旧蔵古瓦に朱書された採集地に関わる情報は、基本的に採集者あるいは採集者からの聞き書きによると判断できる一次史料である。「大和橘寺」の傍書が、現在は判読しがたい朱書を高橋博士が読解した成果なら、それを尊重すべきだろう。

図1-2 複弁八葉蓮華文軒丸瓦。瓦当径一七・九cm。径七・〇cmの中房に1+5+9の蓮子を置き、細い境界線で区画した長さ三cmの弁区の外側に幅一・三cmの珠文帯、細かい凸線鋸歯文を配した斜縁がめぐる。瓦当裏面は斜めナデで平坦に仕上げ、瓦当面から三〜五cmより後ろの瓦当側面・裏面と丸瓦破断面には漆喰痕跡がある。瓦当裏面には漆喰以前に「薬師寺／□□瓦／□□年間」（縦書。／は行替位置。以下、同様）と朱書しているが不明瞭である。薬師寺で□□年に採集した□□瓦（「花頭瓦カ」軒丸瓦）の意味だろう。漆喰以後、瓦当裏面に「919」と墨書し、「本薬師寺」（縦書）と墨書した和紙と栗翁<sup>42</sup>（横書）のラベルを貼付する。墨書と和紙は朱書の一部を覆い隠す。瓦当上面の漆喰が及ばない部分には「南都薬師寺」（縦書）の刻書（以下、焼成後に刻み込んだ文字を「刻書」と呼び、焼成前の篋書と区別する）、瓦当面の中房蓮子の間に「南都」（横書）の朱書がある。「南都」の朱書は瓦当裏面の朱書より濃く、朱漆の可能性が高い。『栗翁公旧蔵古瓦譜』の同拓本には「南都薬師寺」の下に同筆で「本薬師寺なるべし、目録に見えず」と割注する。「白河侯所蔵古瓦目録」は「南都薬師寺瓦二」を登録し、本薬師寺の瓦を登録していないにもかかわらず、高橋博士は、図2-1の軒丸瓦を本薬師寺所用

瓦と考えたのである。『黒川瓦目録』も出土地を「本薬師寺」と登録する。栗翁公旧蔵古瓦にみる採集地に関わる刻書は、すべて漆喰痕跡を避けた位置にあり、下屋敷の庭内茶室を囲む土塀に古瓦をはめこむ際に、当初の朱書・墨書が見えなくなることを恐れ、新たに刻んだものと判断できる。したがって、「南都薬師寺」の刻書は二次史料だとしても信頼に値する。図1-2の軒丸瓦は『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覽』（奈良国立文化財研究所一九九六年）の六二七六Aa型式軒丸瓦に該当し、本薬師寺（藤原京薬師寺）・南都薬師寺で同範例が出土する。

奈良市西ノ京の薬師寺（南都薬師寺・平城京薬師寺）は、平城遷都時に藤原京薬師寺（本薬師寺）から移転したと言われる。本薬師寺は天武天皇が皇后（持統天皇）の病氣平癒を願って創建『書紀』天武天皇九年十一月癸未条。藤原京では大官大寺・川原寺・飛鳥寺（法興寺）と並び四大寺の一つとして重視された。平城遷都に際し、大官大寺は大安寺、飛鳥寺は元興寺、本薬師寺は南都薬師寺に移転したという。しかし、大安寺も元興寺も大官大寺や飛鳥寺の伽藍配置を踏襲していない。元興寺極楽坊（禪室・本堂）に葺かれた飛鳥時代の瓦は、飛鳥寺から元興寺への移転を示す証拠とされる。しかし、飛鳥寺中金堂本尊（飛鳥大仏、止利仏師作の釈迦如来坐像）は創建時の位置で鎮座する。また、飛鳥寺五重塔は鎌倉時代に焼失するまで、現地にそびえていた「奈文研一九五八」。つまり、僧房等の周辺施設が移転した可能性はあっても、飛鳥寺から元興寺への移転とは、法灯の継承あるいは寺院の維持・造営・管理機関の共有で、主要建物の移転をとまなうものではない「上原二〇二〇」。また、藤原京大官大寺は造営途上で大火災に見舞われ、余剰の瓦を大安寺で再利用した可能性はあるが、建物施設の移転は実質不可能であった「上原二〇一四a・二〇二一」。

唯一、本薬師寺と南都薬師寺は、金堂・塔の規模や位置関係がまったく等しく、しかも創建の姿がうかがえる。南都薬師寺東塔の櫓銘には天武天皇が皇后の病氣平癒を願って創建した旨を明記する。つまり、南都薬師寺は本薬師寺を平城京でそっくり再現した寺で、大安寺や元興寺とは異なる。南都薬師寺には東塔（三重塔）や金堂薬師三尊像が残り白鳳様式の遺品とされる。建築・美術史学会では、それが藤原京から運んだ建物や仏像なのか、平城京で新たに作ったものなのか、議論が続く。両薬師寺瓦を比較検討した関野貞博士は、本薬師寺創建瓦を認識した上で、南都薬師寺からも同じ瓦が出土する事実は、建物施設が移転したことを示すと考えた〔関野一九〇三〕。南都薬師寺の発掘成果においても、二つの薬師寺で出土する同範創建瓦は、五條市牧代瓦窯の製品で、本薬師寺に供給した瓦が建物移建にともない南都薬師寺に運ばれたとされた〔奈文研一九八七〕。

しかし、その後、橿原市に所在する本薬師寺跡の発掘調査が進むと〔奈文研一九九一・一九九三・一九九四〕、本薬師寺と南都薬師寺の創建軒丸瓦は同じでも組み合う軒平瓦が異なり、単純に建物移建で本薬師寺の瓦が南都薬師寺に運ばれたとは言えず、一方で、本薬師寺金堂や東塔は奈良・平安時代まで存続したことがわかった〔花谷一九九五〕。これは醍醐寺本諸寺縁起集・薬師寺縁起で薬師寺には宝塔四基があり、二口は本寺にあるという記述にも合致する。少なくとも本薬師寺の中心伽藍は、平城遷都後も現地に残っていた。図1―2の軒丸瓦は本薬師寺でも南都薬師寺でも出土し、三段階の範傷や範の彫り直しが指摘されている。図1―2はその第一階段の製品に該当する。本薬師寺では九五%が第一階段の製品であるが、全段階の製品が出土する。しかし、僅少な第三段階の製品は南都薬師寺創建時の軒平瓦と胎土が一致し、南都薬師寺の製品

がもたらされたと考えられている。南都薬師寺では単廊を複廊に改造しており、改造時の基礎地盤から出土した瓦から、南都薬師寺造営中に第二階段（図1―3）に変化したことがわかった。南都薬師寺で出土する第一階段の製品は、主要建物移転の有力証拠とされてきたが、南都薬師寺でも第一階段まで製作した可能性、僧房等の副次的施設移転にともない運ばれた可能性の両方がある。

以上、近年の調査・研究成果を踏まえると、『楽翁公旧蔵古瓦譜』において高橋博士が本薬師寺瓦の可能性を指摘し、『黒川瓦目録』も同説を踏襲した図1―2の軒丸瓦は、採集時の記録である朱書やそれを踏まえた刻書、および同時代史料である「白河侯所蔵古瓦目録」を尊重し、南都薬師寺で採集された瓦と考えたほうがよい。

図1―3 複弁八葉蓮華文軒丸瓦。瓦当推定復元径約一八cm。瓦当面の四分の一程度を残すにすぎないが、『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覽』（奈良国立文化財研究所一九九六年）の六二七六Ab型式軒丸瓦に該当するので、文様説明は図1―2を参照されたい。ただし、摩耗が著しく文様は不鮮明である。瓦当裏面はタテナデ、丸瓦部との境界は円圈状にナデる。瓦当面から四cmより後の瓦当側面・裏面と丸瓦破断面には漆喰痕跡があり、漆喰以後、瓦当裏面に「917」と墨書し、「未詳／蓮華□」（縦書）と墨書した和紙と楽翁46（横書）のラベルを貼付する。採集地に関する朱書・墨書の形跡はないが、本薬師寺（藤原京薬師寺）・平城京薬師寺で同範例が出土している。ただし、『楽翁公旧蔵古瓦譜』の同拓本に傍書はなく、図1―2と図6―3があるので「白河侯所蔵古瓦目録」の「南都薬師寺瓦二」の候補にもできない。下屋敷の庭内茶室を囲む土塀にはめ込んだ時点で、すでに採集地不明の扱いを受けていたと考えたほうがよいだろう。「白河侯所蔵古瓦目録」も「無銘三十五」「無銘

二十七」を登録するので、その一つと考えてよい。『黒川瓦目録』も出土地「不明」とする。

図1—4 複弁八葉蓮華文軒丸瓦。瓦当径一六・二cm。径四・〇cmの中房に1+6の蓮子を配す。外区内縁には二四個の珠文、外縁には二三の線鋸歯文がめぐる。摩耗して調整痕は不明確であるが、瓦当面から約2cmより後の瓦当側面・裏面と丸瓦破断面に漆喰の痕跡がかすかにあり、瓦当上面の漆喰が及ばない部分に「城刃清涼寺」（縦書）と刻書する。瓦当裏面の丸瓦部は削り落として平坦に磨研。その上に「333」と墨書し、**楽翁25**（横書）のラベルを貼付する。丸瓦部を削り落とすのは蒐集軒瓦によくあり、重さを軽減し置物にするための加工である。瓦当裏面に漆喰以前の朱書痕跡があるが、まったく読めず、「清涼寺」（縦書）と墨書した和紙を添付する。平城宮の瓦型式番号六二八四C型式軒丸瓦と同範と認定されている『黒川瓦目録』。

『楽翁公旧蔵古瓦譜』収録の同拓本には「山城清涼寺」と傍書する。高橋博士が実見したときに瓦当裏面の朱書が読めたとは思えないが、刻書が根拠であろう。「白河侯所蔵古瓦目録」にも「山城清涼寺瓦」が登録されているので、採集地と認定してよい。山城清涼寺は、京都市右京区嵯峨釈迦堂藤木ノ町にある齋然（九三八〜一〇一六年）開基の寺で、これまで平安時代前期（長岡京期）の瓦が採集されている「京都大学文学部一九六八」が、寡聞にして奈良時代瓦の採集例を知らない。しかし、同地で齋然以前から瓦を使う施設が存在した可能性は高く、**図1—4**を「平城京よりの搬入品」とする『黒川瓦目録』の評価は穩当であろう。

図1—5 複弁八葉蓮華文軒丸瓦。瓦当復原径約一五・五cm。径三・三cmの中房周囲に長四・四cmの花弁を放射状に配し、外区内縁に珠文帯、外縁に線鋸歯文帯がめぐる。瓦当面は著しく摩耗しており、文様や調整

技法の細部は定かでない。『黒川瓦目録』は平城宮「六二八四Aか」とするが、文様・大きさ・形態ともに異なる。複弁周囲に太い輪郭がめぐり、間弁がその輪郭に接する点は、強いて言えば六二九一系に近いかもしれない。瓦当面から3cmより後の瓦当側面・裏面に漆喰痕跡があり、漆喰以後、瓦当裏面に「不詳」（縦書、逆位）と「604」と墨書し、**楽翁50**（横書）のラベルを貼付する。『楽翁公旧蔵古瓦譜』収録拓本にも傍書はなく、「白河侯所蔵古瓦目録」との対応も指摘できなかったのだろう。

図1—6 複弁八葉蓮華文軒丸瓦。瓦当復原径約一五cm強。瓦当裏面から丸瓦部破断面にかけて漆喰の痕跡があり、漆喰以後、破断面に**楽翁16**（横書）のラベルを貼付する。ただし、『黒川瓦目録』に記載された収蔵番号「334」の墨書はない。文様面弁区に「大安寺」と刻書（縦書）するが、「寺」字下部が欠失するので、下屋敷の庭内茶室を囲む土塀にはめ込んだ時は、もっと大きな破片だったと思われる。瓦当部破断面から「積み上げ技法による」横置型一本づくり軒丸瓦「奈文研二〇二〇・二〇二一」と判断できる。瓦当の半分強を残すだけで判然としないが、『黒川瓦目録』は平城宮「六三〇八型式系」とする。『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「南都大安寺」と傍書するが、墨書と紙の貼付はない。「白河侯所蔵古瓦目録」も「南都大安寺瓦」を登録する。

図1—7 単弁一六葉蓮華文軒丸瓦。瓦当径一六・〇cm。径三・八cmの突出した中房に1+6の蓮子を、太い圏線で区画した外区に二四個の珠文を配す。瓦範が周囲にかぶっており、瓦範に沿った側面は横ケズリ、以遠の丸瓦部凸面は縦ケズリで調整する。瓦当裏面は円圏状のナデで調整する。瓦当面から3cmより後ろの瓦当側面と裏面、丸瓦部破断面の所々に漆喰が付着する。漆喰以前の瓦当裏面に「南都」（横書）「平城」（縦書）の墨書と「平城□」（縦書）の朱書が認められ、朱書が墨書に先行する



ことがわかる。漆喰以後、瓦当裏面に「918」と墨書し、墨書「平城宮」(縦書)と和紙と栗翁43(横書)のラベルを貼付する。墨書と和紙は朱書を覆う。瓦当文様の弁区には、大きく「平□□(城宮カ)」と黒漆書するが、文様の凹凸のため読み取りにくい。

『黒川瓦目録』は六一三三H型式と解説するが、『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覽』(奈良国立文化財研究所一九九六年)において、六一三三H型式は六一三三Da型式を彫り直した六一三三Db型式に改訂された。Daは中房を突線で囲み、Db中房は突出する。なお、『栗翁公旧蔵古瓦譜』が同拓本に「平城宮目録になし」と傍書したように、「白河侯所蔵古瓦目録」は平城宮瓦を登録していない。とすれば同目録が登録する「無銘三十五」「無銘二十七」の一つとなるが、漆喰以前に「平城」の朱書・墨書があるのを無視したことになる。平城天王陵瓦(図2-2)を「和泉平城天皇陵瓦」と登録するなど、「白河侯所蔵古瓦目録」は平城宮の認識が浅いことに関係するかもしれない。本稿は『黒川瓦目録』が出土地を「平城宮」と登録したのにしたがう。

図1-8 単弁六葉蓮華文軒丸瓦。瓦当復原径約二二cm。凸線で囲み弁面よりへこんだ中房に1+4の蓮子を置く。丸瓦部凸面は縦ケズリ、丸瓦部凹面には布目圧痕が残り、瓦当裏面は横縄叩き。瓦当部と丸瓦部凹面との境は横ナデで調整する。瓦当面から二・五cmより後ろの丸瓦部と瓦当裏面の所々に漆喰が付着する。漆喰のない瓦当部はやや風化している。漆喰以前に瓦当部と丸瓦部凹面の境界付近に「水口」(? )と墨書する。漆喰以後に瓦当裏面に「武蔵国分寺」(縦書)と墨書した和紙と栗翁38(横書)のラベルとを貼付する。前者は『栗翁公旧蔵古瓦譜』が同拓本に「武蔵六所明神 武蔵国分寺なり」と傍書するのに対応しており、高橋博士が武蔵国分寺で同範品を採集した「石田一九三〇-

一〇五」ことが根拠らしい。武蔵国分寺では、その後、完形の瓦当も出土している[「国分寺市史編さん委員会一九八六―図89(20)」。『黒川瓦目録』も高橋説を踏襲し、出土地を「武蔵国分寺」とし「塔再建時(承和一二年―八四五年)所用瓦」と限定する。しかし、「白河侯所蔵古瓦目録」は武蔵国分寺瓦を登録しない。出所を明記した朱書・墨書や刻書がない(「水口」は意味不明)にもかかわらず、高橋博士の傍書は、「白河侯所蔵古瓦目録」が登録した「武蔵六所明神瓦四」を踏まえつつ、独自の解釈を加えたものである。

武蔵六所明神とは現在の東京都府中市にある大國魂神社をさす。大國魂神社近辺は武蔵国府推定地で、佐々木和博氏は図1-8を武蔵国分寺所用瓦とする高橋・『黒川瓦目録』説に対し「武蔵国府跡からこの軒丸瓦と同範の瓦は出土していないものの他の型式の塔再建瓦が出土していることから、武蔵六所明神出土を直ちに否定することはできない」とする[「佐々木一九九五a」。武蔵国分寺と大國魂神社はかなり離れているので、採集場所を誤解したとは考えられない。佐々木氏の反論は妥当である。なお、大國魂神社の東、京所地域には多磨郡衙きやうごに関わる多磨寺の存在が推定され[「深沢一九九五」、図5-2と同範の軒平瓦をはじめとする武蔵国分寺に関わる瓦が出土・採集されている。武蔵国府所用瓦と多磨寺所用瓦は厳密に識別されていないので、「武蔵六所明神」は多磨寺(京所磨寺)に該当するかもしれない。後述の図5-2と合わせて評価する必要がある。

図2-1 蓮華文方形軒瓦。サソリ文の愛称があるが、開花した蓮華文を真上から見た通常の蓮華文に対し、側面から見た側視形蓮華文を表す。中央に六個の蓮子を並べた山形三枚を連ね、背後に光背状に大きな山形をめぐらせ、その両脇に花卉形を四枚ずつ配す。花卉形の下

三枚には蓮子一個を置く。蓮子がない同范例もあり、ないものをAa種、彫り加えたものをAb種と呼んで区別する「北村二〇〇九」。瓦当左右幅二三・六cm、瓦当復原高三・五cm。酸化炎焼成による赤焼瓦である「上原二〇二二」。表面が摩耗して不明確な部分もあるが、瓦当周囲側面と瓦当裏面には、細かな正格子叩目が残る。瓦当面から三cmより後の瓦当側面から裏面にかけて漆喰が付着し、とくに丸瓦部との境界内面に厚く残る。瓦当裏面には「二三六」(縦書)「90」(横書)と墨書し、**楽翁26**(横書)のラベルを貼付するが、採集地情報を示す朱書・墨書・刻書はない。

同范例は天津市南滋賀廃寺とその瓦窯跡(檀木原瓦窯・長尾瓦窯)で出土する「北村二〇〇九」。『楽翁公旧蔵古瓦譜』の玉峯による模写図には「江州志賀寺 梵釈寺なるべし」の傍書がある。「白河侯所蔵古瓦目録」には「江州志賀寺瓦」以外に「近江志賀都瓦」「山城志賀寺瓦」「志賀宮瓦」が登録されているが、志賀都瓦は**図6-7**に相当するので、高橋博士は「江州志賀寺瓦」を**図2-1**に同定したのだろう。藤原貞幹は「滋賀宮ノ屋瓦、至テ得ガタシ。世上ニ滋賀宮ノ瓦トテ賞スルハ、皆滋賀寺ノ瓦ナリ」「『好古小録』(下)雑考六」と述べており、本例から

江戸時代の古瓦収集家が南滋賀廃寺を「滋(志)賀寺」と呼んでいたことがわかる。なお、現在は国史跡崇福寺跡の南尾根礎石建物群を梵釈寺と理解するのが一般的だが、高橋博士や石田茂作博士は山中の崇福寺跡に対して南滋賀廃寺跡を梵釈寺跡と理解していた。

**図2-2** 単弁一二葉蓮華文軒丸瓦。径二一・五cmと大ぶりで、径五・八cmの突出した中房に1+6の蓮子を置く。不鮮明であるが蓮子群を囲んで界線がめぐる。長三・六cmの弁区の周囲を界線で区画し二六個の珠文を配す。瓦当上面は縦ナデ、瓦当裏面は横ナデで調整。瓦当周縁に「平城天王陵」(縦書)と朱漆書する。瓦当面から三・六cmより後ろの瓦当側

面・裏面と丸瓦部破断面の所々に漆喰が付着する。漆喰以前の瓦当裏面に「□城天王□」(縦書)と朱書するが、不鮮明である。漆喰以後、瓦当裏面に「916」(横書)と墨書し、「平城宮」(縦書)と墨書した和紙と**楽翁1**(横書)のラベルを貼付する。

『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「平城天皇陵」と傍書する。朱書に加えて、「白河侯所蔵古瓦目録」が「和泉平城天皇陵瓦」を登録するからである。にもかかわらず、瓦自体に墨書「平城宮」の和紙を貼付したのは、平城宮第二次大極殿・内裏の真北にあつて平城宮北限に接する円丘を、宮内庁が平城天皇陵に指定したからだろう。この円丘は前方後円墳である市庭古墳前方部を平城宮造宮時に削り取った残りで、付近では奈良時代の瓦片も出土する「有馬二〇二〇」。また、**図2-2**の文様が八世紀後半の平城宮で普遍的に使用された軒丸瓦六一三三型式に似ていることも、根拠となったかもしれない。しかし、本資料の製作技術等は八世紀の軒丸瓦と異なり、「黒川瓦目録」は時代を「鎌倉か」、出土地を「不明」と登録する。平城宮所用瓦ではなく中近世瓦の印象は拭いがたいが、出土地「不明」としたのは、同時代の記録を無視している。

そもそも、松平定信が活躍した時期に、平城天皇陵は現在の場所に特定されていなかった。平城天皇陵は『延喜式』卷二一(諸陵寮)に「楊梅陵」と登録され、「平安宮御宇日本根子推国高彦尊天皇。在大和国添上郡。兆域東西二町、南北四町、守戸五烟」の分注がある。元禄九(一六九六)年に成立した『前王廟陵記』(松下見林著・速水常成補)は楊梅天神の北にある「宇和奈部」を楊梅陵と考え、享保二一(一七三六)年に成立した『大和志』(日本輿地通志畿内部大和国)「三」(陵墓)項では、楊梅陵を「在盾列池北、陵東北有円塚十」と説明する。『同』二「神廟」項では延喜式内社である宇奈太理坐高御魂神社を「今称楊梅天神」、「同」



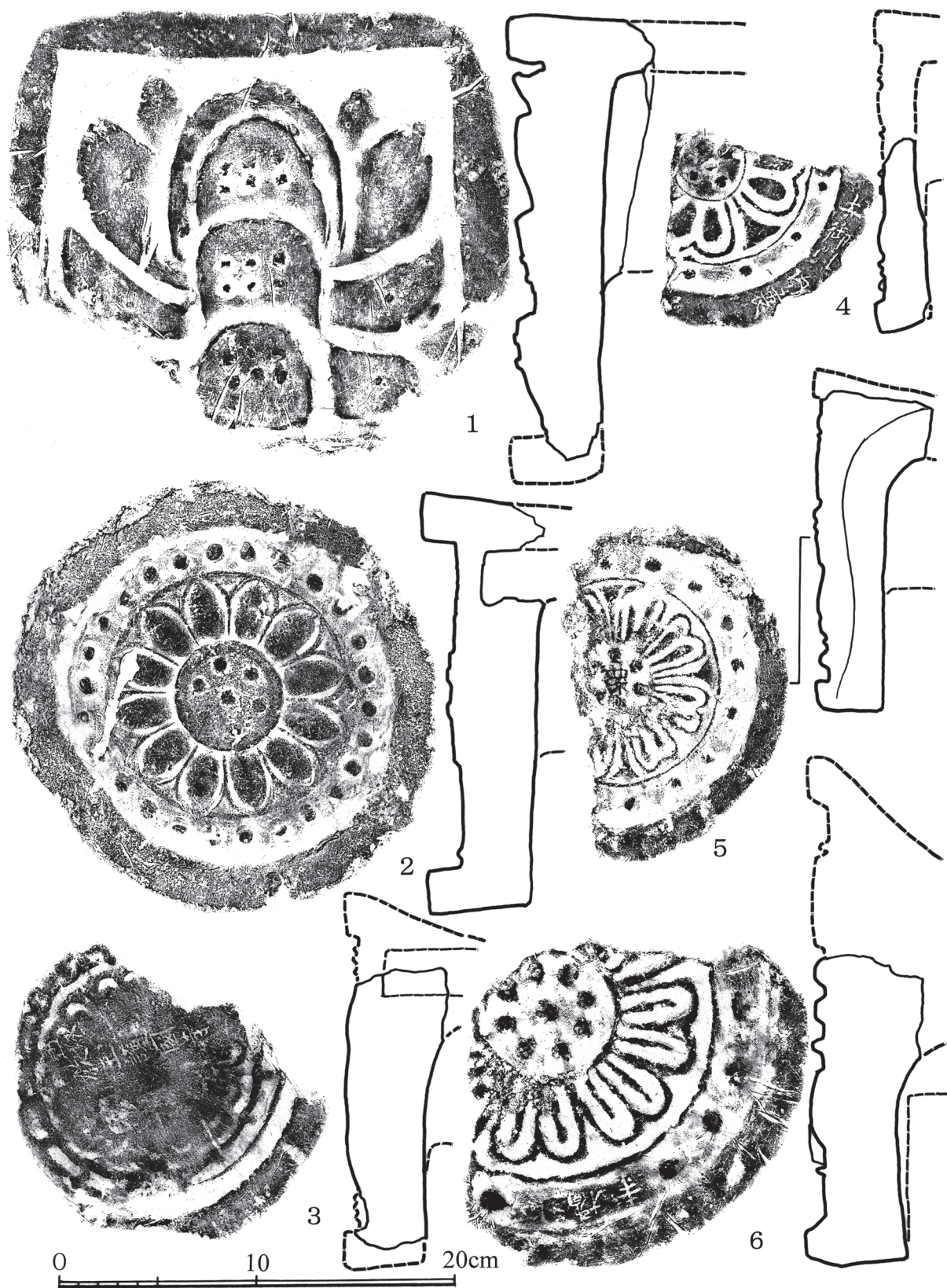


図2 楽翁公旧蔵古瓦Ⅱ(軒丸瓦、縮尺3分の1) 採集地・年代(目録、収蔵、武藤番号)

- 1 南滋賀麿寺(滋賀都)・7世紀後半(目録79、収蔵920、楽翁26)    2 平城天皇陵・近世(目録366、収蔵916、楽翁1)    3 平安京東寺・9世紀前半(目録228、収蔵921、楽翁33)    4 土御門内裏(平安京左京一条三坊九町)・9世紀中葉(目録250、収蔵899、楽翁23)    5 平安宮・10世紀初頭(目録257、収蔵894、楽翁24)    6 明日香橘寺・8世紀後半(目録199、収蔵922、楽翁5)



三「山川」項では狭城盾列池を「一名西池又名水上池」と解説するので、盾列池すなわち水上池の北にある現・磐之姫命陵（ヒシヤゲ古墳）を平城天皇陵と考えていたとわかる。

定信の時代、すなわち寛政三（一七九一）年に成立した『大和名所図会』は、楊梅陵に関して巻二で「法華寺の北にあり（中略）俗にヒシヤゲ山という」としながらも、巻三では「盾列池の北にあり」と記述しており矛盾する。法華寺の北なら、むしろ小奈辺古墳がふさわしいだろう。蒲生君平（一七六八〜一八一三年）が一八〇〇年頃に執筆した『山陵志』も「法華寺西南有楊梅天神祠。即其北陵此也」と松下見林説を部分的に引用したにとどまる。ただし、幕末に成立したとされる『聖蹟図志』の「大和国添上郡（佐保山奈保山）諸陵之図」では水上池の西にある現平城陵を「平城帝楊梅陵」と明記している。一方、同じ幕末に成立した『山陵図絵』に描かれた「第五十一代 平城天皇」陵図は現・磐之姫命陵の状況に対応する「遠藤一九七四」。

以上に述べた平城天皇陵とされた古墳に、**図2-2**の瓦を使う施設の存在は考えにくいかもしれないが、実態は藪の中である。また、楊梅天神が平城宮東院にある宇奈多理坐高御魂神社ならば、室町時代とされる本殿等の藪棟に軒丸瓦を使用した可能性も皆無ではない。ただし、径の大きい**図2-2**は藪棟にふさわしくない。瓦に明記された「平城天王陵」の文字を尊重しつつ、同范例の出土を待ちたい。同文例は興福寺で出土し、藪中五百樹氏は天正八（一五八〇）年〜享保二（一七一七）年に位置づける「藪中二〇〇五〜XII丸A1」。また、直径が一七cm弱とやや小さく、外区珠文が二四〜二六の近似文様例は文政二（一八一九）年〜慶応四（一八六八）年の金堂再建瓦として位置づけられている「藪中二〇〇五〜XIV丸A1〜A3」。さらに、外区珠文数が二五であるが、正倉

院所用の「江戸時代中期〜後期の軒丸瓦」にも近似例がある「宮内庁二〇一五―図186の⑦」。

**図2-3** 文様摩耗（範くずれ）・風化が著しいが、複弁八葉蓮華文軒丸瓦である。瓦当復原径約一八・五cm。同文例「教王護国寺一九八一〜NM10・13、木村一九八一―図版13①②、鈴木・上村・前田一九九六一〇・13」では、凸線で区画した中房に1+5の蓮子を置き、弁区と珠文帯間の凸界線は間弁と一体化して花弁状にめぐる。珠文は弁中軸と弁間に対応し一六個。珠文帯の外側にも凸界線がめぐり、周縁は平坦である。同文例に中房が突出するものや花弁が長いもの、珠文帯外側の凸界線が太いものがある。中房の輪郭が見えなくなり、珠文が内側界線と一体化するなど、範くずれが著しい本例を含め、東寺寺院地北部に瓦窯を設け、「左寺」銘唐草文軒平瓦とセットで焼成したことが判明している。天長元（八二四）年以降に空海が進めた東寺造営時の瓦である「木村一九八一、上原一九九四b」。

風化して調整痕などは観察できず、栗翁公旧蔵古瓦に通有の漆喰痕跡も認められない。瓦当裏面に「921」と墨書され、**栗翁33**（横書）のラベルを貼付する。墨書やラベルに先行する朱書の痕跡があるが読めない。武藤誠氏は「□□高雄山」と読んでいる「武藤一九七五」が、誤記だろう。瓦当面の中房・弁区にまたがり「山城／教王護国寺」の刻書がある。『栗翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「山城教王護国寺」と傍書するが、瓦当裏面の朱書については言及しない。「白河侯所蔵古瓦目録」は「山城国教王護国寺瓦」「山城東寺瓦五」「東寺食堂造達之時堀地所得瓦」を登録するが、ほかに「山城高雄神護寺瓦二」も登録する。上述のように、**図2-3**は空海が造営した東寺所用瓦であり、寡聞にして他寺での転用を聞かない。神護寺は空海と関係が深いが、古代に瓦葺建物が

あったか定かではない。『黒川瓦目録』にしたがい、時代を「平安・前期」、出土地を「東寺」とするのが妥当だろう。

図2-4 復弁四葉蓮華文軒丸瓦。瓦当復原径約一六cm。径三・八cmの中房に1+4の蓮子を置く。弁区を区画する細い界線は、弁中軸に対応して突出する。珠文は主弁に対応して各三個計一二個がめぐる。丸瓦部との取り付き状況が不明だが、一本づくり軒丸瓦と推測される。瓦当裏面のごく一部に漆喰が付着し、朱書痕跡もあるが読めず、「899」と墨書し、**栗翁23**(横書)のラベルを貼付する。瓦当側面には□(内カ)り(縦書)の朱漆書、瓦当面周縁には「土御門内裏」(縦書)の刻書がある。

『栗翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「土御門内裡」と傍書し、「白河侯所蔵古瓦目録」の「土御門内裏瓦二」を踏襲する。土御門内裏(土御門烏丸内裏)は一二世紀前半、中葉の鳥羽・崇徳・近衛天皇の里内裏で、本来の内裏の姿を忠実に模したという「山田一九九四」。同地の発掘では一、二世紀の瓦を主体として、各時代の瓦が出土している。「古代学協会一九八三」。図2-4は土御門内裏が機能した時代より三〇〇年近く古く、平安宮大極殿・朝堂院などで同範品が出土し「平安博物館一九七七-67」。広隆寺や深草寺にも採集例がある。「京都市埋文研一九九六-763・923」。なお、長岡京市奥海印寺瓦窯では、同文軒丸瓦がC字対向唐草文軒平瓦と組み合せて出土し「吉本・桑山・中村一九六七」、九世紀中葉という年代観「植山一九九九」を支える。

図2-5 復弁八葉蓮華文軒丸瓦。撥形の間弁を主弁二枚ごとに計四枚を配するのは、先行する復弁四葉蓮華文軒丸瓦(図2-4)の間弁配置を踏襲した結果である。瓦当復原径約一七cm。径三・四cmの中房の中央に「栗」字を置き、周囲に六個の蓮子を配す。弁区と凸界線で画した珠文帯には一六個の珠文がめぐる。瓦当裏面に布目圧痕をもつ「折り曲

げ技法による」横置き一本づくり軒丸瓦である。瓦当面より二cm後の瓦当側面・裏面と丸瓦破断面にかすかに漆喰が残る。

瓦当裏面には「平安城/栗院」(縦書)の朱書(漆喰との前後関係不詳)、漆喰以後の墨書「894」があり、「平安城/栗字」(縦書)と墨書した和紙と**栗翁24**(横書)のラベルを貼付する。「白河侯所蔵古瓦目録」が「栗院瓦」と登録するのを受け、『栗翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「栗院 栗の字研究を要す」と傍書する。同範瓦は左京区栗栖野瓦窯のほか、平安宮大極殿・豊樂院・内裏等で出土する「平安博物館一九七七-79」。「栗」が『延喜木工寮式』記載の「栗栖野瓦屋」の略称であることは現在定説で、『黒川瓦目録』も時代を「平安・中期」、出土地を「平安宮」とし、備考欄に「岩倉・栗栖野瓦窯産」と記す。

図2-6 復弁八葉蓮華文軒丸瓦。二枚単位の主弁が近接し、間弁表現もないので、単弁一六葉蓮華文に近い。瓦当復原径約二五cmと巨大で、径六・二cmの中房に1+8の蓮子を置く。凸線で画した外区には二〇個の珠文がめぐる。瓦当裏面の各所に漆喰が付着し、漆喰以前に大きく「橘寺」(縦書)と墨書する。墨書以前の朱書もあるが読めない。漆喰以後に「922」と墨書し、**栗翁5**(横書)のラベルを貼付。墨書と紙はない。瓦当面の外区珠文間に「橘寺」(横書)と刻書。平城宮六三〇七L型式軒丸瓦と同文である。六三〇七Lは東大寺でも出土している。橘寺で同文例は報告されていないが「亀田一九九九」、巨大軒丸瓦は棟端など特殊な箇所に使っているので数が限られる。少なくとも、平城宮と同範の軒丸瓦も出土しているので、八世紀の橘寺修理に平城宮の瓦を使ったことは明らかである。『栗翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「大和橘寺」と傍書し、「白河侯所蔵古瓦目録」の「大和橘寺瓦四」の一つと理解したようである。『黒川瓦目録』は時代を「天平・後期、平安・前期」、出土地を「橘寺」と

登録する。

図3-1 単弁八葉蓮華文軒丸瓦。瓦当径一五・〇cm。径二・〇cmの中房に蓮子一個を置く。中が窪んだ花弁が長く延びるが、きちんと割り付けておらず、放射状になっていない。凸線で画した外区に珠文一六個がめぐる。瓦当側面に枷型の圧痕が残り、瓦当裏面はナデで調整する。瓦当面より二cm後ろの瓦当側面から瓦当裏面には漆喰が付着し、漆喰以前に瓦当裏面に「平安城／橋逸勢／亭古瓦」と朱書する。漆喰以後に「923」と墨書し、「逸勢亭」(縦書)と墨書した和紙と楽翁20(横書)のラベルを貼付する。瓦当面の弁間にも「橋逸勢亭」(横書)の朱漆書があるが、剥落して読みにくい。

橋逸勢(？)八四二年)は能書家として著名で、承和の変に際し冤罪で死去。貞観元(八六三)年の神泉苑御霊会において早良親王・伊予親王等と共に鎮魂の対象となり、邸宅(蚊松殿)の一角でも橋逸勢社を建てて祀られたため、同邸宅は記憶されることになった。ただし、図3-1は讃岐系軒丸瓦で、橋逸勢の時代の瓦ではない。同范例は鳥羽離宮北殿・平安宮内裏(大山崎町)山崎廃寺(三豊市)道音寺・讃岐国分僧寺などで出土している「上原二〇〇九」。「白河侯所蔵古瓦目録」も、「橋逸勢亭」を登録しているが『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「橋逸勢亭研究を要す」と傍書し、『黒川瓦目録』は出土地「不明」とし、備考欄に「橋逸勢亭」と付記する。

図3-2 複弁八葉蓮華文軒丸瓦。瓦当復原径約一六cm。一一世紀の丹波系軒丸瓦で、複弁四葉蓮華文軒丸瓦から文様が崩れる過程が明らかになっている。「上原二〇一〇」。本例では観察できないが、径七cmの二段構成の中房に1+4の蓮子を配す。文様は不鮮明で同範の認否は難しい。瓦当裏面下端はユビオサエ、瓦当側面はナデ調整。丸瓦部破断面の

一部に漆喰が付着する。瓦当裏面に「896」と墨書し、楽翁36(横書)のラベルを貼付。採集者による朱書・墨書は見えないが、瓦当面の弁間に「八反／法観寺」(縦書)の刻書がある。

刻書について言及せず、『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「山城高雄神護寺」と傍書する。「白河侯所蔵古瓦目録」に八坂法観寺瓦は登録されておらず、『黒川瓦目録』も出土地を「法観寺または神護寺」とし、「八坂法観寺」と付記する。しかし、平安時代の神護寺は基本的に檜皮葺建物で構成され、文覚再興時の瓦が採集されているにとどまる「上村一九九八」。一方、八坂寺(法観寺)では、七世紀後半・八世紀の軒丸瓦をはじめとして、平安時代の瓦が比較的豊富に採集されている「石田一九三六―図版二一三・二一四」。刻書の記載を尊重すべきだろう。

図3-3 八葉宝相華文軒丸瓦。同文の完形例が京都市左京区岡崎の法勝寺で出土している。瓦当径一九・一九・五cmの比較的大型の瓦で、法勝寺金堂創建時に播磨国で生産された「上原二〇一四b」。瓦当上面は縦ナデ、瓦当裏面と丸瓦部の境界を円圏状にナデる。瓦当面より四cm後ろの丸瓦部と瓦当裏面に漆喰が付着し、漆喰以前に丸瓦部凹面に「法性寺／八角九重塔／豎横八十四丈／八・七自得之／□二□／□□阪」(縦書)と朱書する。また、漆喰以後に「529」と墨書する。墨書と和紙や武藤番号のラベルはない。

『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「法性寺」と傍書し、『黒川瓦目録』は出土地を「法性寺」とするが、現在京都市東山区本町にある浄土宗西山禅林寺派の法性寺は、明治維新後に名籍を継いで復興した寺である。一〇世紀に藤原忠平が創建した法性寺は、現在の東福寺・泉涌寺寺院地を含む巨大寺院だったというが、建物跡や所用瓦はほとんどわからない。しかし、法性寺に八角九重塔があったという記録や伝承はなく、丸



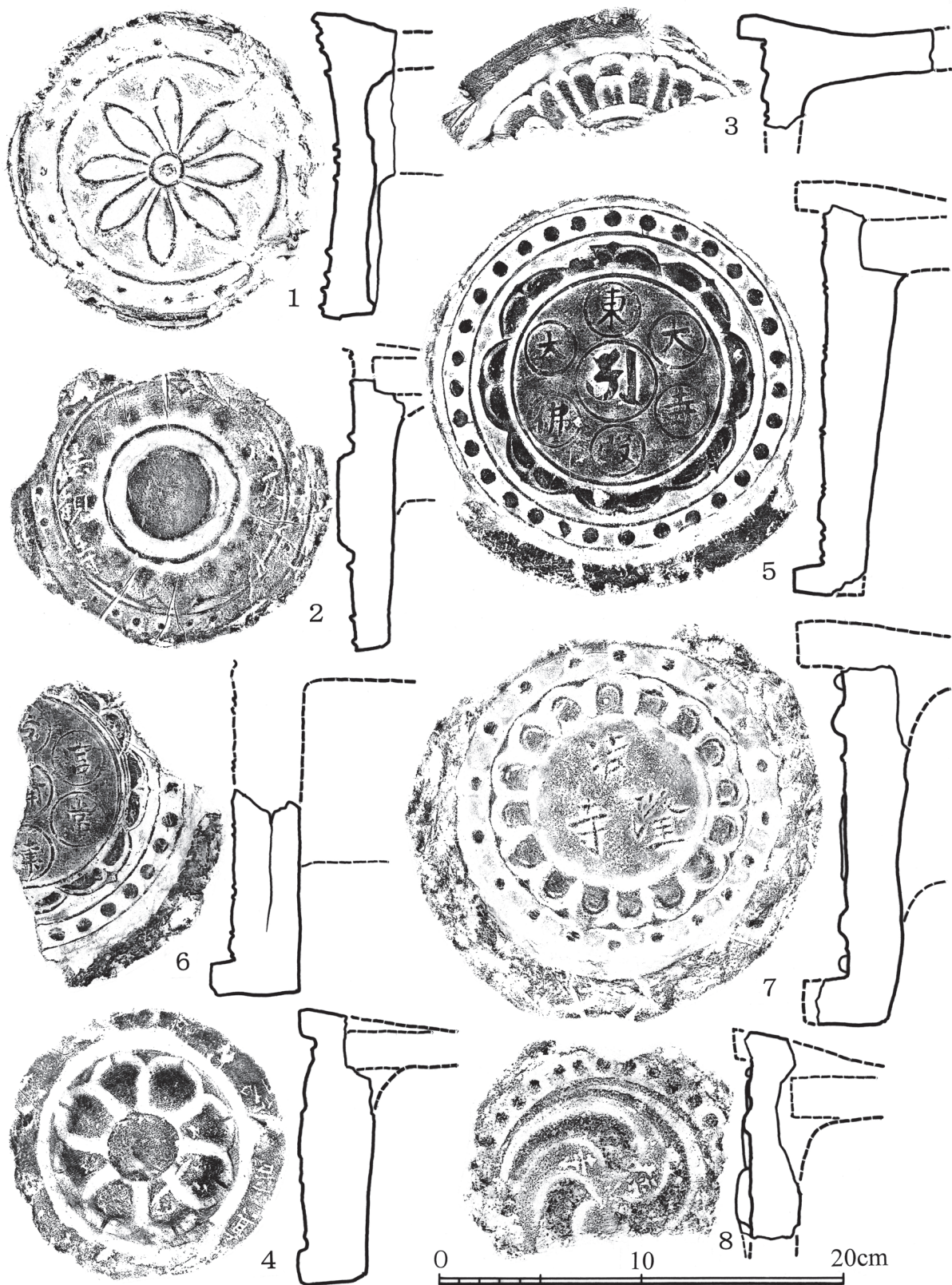


図3 楽翁公旧蔵古瓦Ⅲ(軒丸瓦、縮尺3分の1) 採集地・年代(目録、収蔵、武藤番号)

1 橘逸勢亭(平安京左京三条二坊十一町?)・10世紀後半～11世紀(目録276、収蔵923、楽翁20) 2 京都八坂法観寺・11世紀(目録316、収蔵896、楽翁36) 3 法勝寺塔跡・11世紀後半(目録314、収蔵529、楽翁18) 4 平安宮真言院・11世紀(目録259、収蔵935、楽翁22) 5 東大寺大仏殿・12世紀末～13世紀初頭(目録380、収蔵914、楽翁9) 6 備前一宮(吉備津彦神社)神宮寺(神力寺)常行堂・12世紀末～13世紀初頭(目録383、収蔵897、楽翁29) 7 法隆寺?・12世紀末～13世紀初頭?(目録367、収蔵926、楽翁17) 8 明日香橋寺・12世紀末～13世紀前半(目録359、収蔵903、楽翁7)

瓦部凹面に朱書された「法性寺」は「法勝寺」の誤記と考えて間違いない。「白河侯所蔵古瓦目録」は「法性寺瓦八角塔瓦小塔瓦」と「山城法勝寺小塔院瓦」を登録しており、後者が**図7-3**ならば、前者に対応する**図3-3**は法勝寺瓦と考えてよい。

**図3-4** 単弁四葉蓮華文軒丸瓦。瓦当径一三・四cmの小型瓦で、径三・六cmの中房に、先端に鋒がある丸みを帯びた花卉四枚と、間から覗く同形の花卉四枚を放射状に配す。中房蓮子は見えない。瓦当裏面は横ナデ調整。瓦当裏面から丸瓦部破断面に漆喰が付着する。漆喰以前の瓦当裏面に朱書・墨書があるが読めない。墨書はかなり長文で二行にわたる。漆喰以後に**栗翁22**(横書)のラベルを貼付するが、収蔵番号や和紙墨書はない。瓦当周縁に「真言院」の刻字がある。

『栗翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「真言院」と傍書し、「白河侯所蔵古瓦目録」も「真言院瓦」を登録する。『黒川瓦目録』は年代を「平安・後期」、「東大寺・真言院」と登録するが、佐々木和博氏は「平安宮の真言院が妥当であろう」とコメントする「佐々木一九九五a」。東大寺真言院は現在東大寺ミュージアムの北にある東大寺塔頭寺院で、第一四代の東大寺別当となった空海が創始したというが、その所用瓦について言及した例を知らない。一方、平安宮真言院「瀧浪・寺柙一九九四」は空海の進言で承和元(八三四)年に平安宮・宴の松原の東南部、中和院の西に設置されたが、当初から同じ場所だったか異論もある。しかし、中和院の発掘調査では瓦はあまり出土しないのに、西隣では大量の瓦が出土し「梶川一九七六」、藤原貞幹も瓦出土地として平安宮真言院を気にかけていた「上原二〇二二」。佐々木氏のコメントが的を射ているだろう。平安宮真言院の調査では同範・同文の軒丸瓦は出土していないが、同時期の瓦が主体的である。

**図3-5** 瓦当復原径二〇cm強の大きな軒丸瓦で、中房の中央に円圏で囲んだ梵字「ア」、周囲に各々円圏で囲んだ「東大寺大佛殿」の六文字を配し、弁区と外区に複弁八葉蓮華文と珠文帯を配する。**図5-7**と同様、重源が東大寺大仏殿再建に際し、備前国吉岡庄の万富瓦窯で生産し東大寺に運んだ瓦で、二型式九種の同文異範が指摘されているなかで1型式3種に該当する「芦田二〇〇二」。瓦当裏面は横ナデ。丸瓦部が剥離した溝の底には、瓦範に粘土を押し込む際の粘土塊の単位と指圧痕が観察できる。表面が漆黒色の部分が多く、単なる燻し焼きではなく、意図的に黒変する粘土を施した可能性もある。藤原貞幹が提起した「黒料瓦」に相当するかもしれない「上原二〇二二」。瓦当面より二・五cm後ろの瓦当側面から裏面には漆喰が部分的に付着し、漆喰以前の瓦当裏面に大きく「南都東大寺／大佛殿」(縦書)と朱書し、漆喰以後に「914」と墨書し、**栗翁9**(横書)のラベルを貼付する。墨書と紙はない。「白河侯所蔵古瓦目録」が「南都東大寺瓦同全大佛殿瓦」と登録した瓦の一つで、『栗翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「南都東大寺」と傍書し、『黒川瓦目録』は出土地を「東大寺」と登録する。

**図3-6** 瓦当復原径一九・五cm弱の大ぶりの軒丸瓦で、中房に円圏を1+6に配し、中央列・右列・左列の順で「吉備津」「宮常」「行堂」の七文字を円圏内に納め、弁区と外区に複弁八葉と珠文帯がめぐる。基本的に**図3-5**と同じ文様構成である。瓦当裏面はナデ、瓦当側面は横ケズリで調整する。瓦当面より二cm強後ろの瓦当側面から裏面、丸瓦部剥離面には漆喰が部分的に残り、漆喰以前に「備前吉備津□」(縦書)の朱書、漆喰以後に「備前／吉備津祠」(縦書)「897」と墨書し、**栗翁29**(横書)のラベルを貼付する。また、瓦当面にも文様の文字を避ける位置に「備州」「吉備津宮」と朱漆書する。漆喰以後、瓦当裏面に採集



地名を墨書した例はほかにないが、書体は『楽翁公田蔵古瓦譜』の傍書と異なり、高橋博士が墨書と紙の代わりに瓦本体に直接墨書したわけではない。墨色は鮮明で、収蔵番号と同じ時に記入した可能性がある。

「白河侯所蔵古瓦目録」が「備前吉備津祠瓦」と登録するのを受けて、『楽翁公田蔵古瓦譜』は同拓本に「備前吉備津祠」と傍書する。『黒川瓦目録』は出土地を「備前・吉備津神社」とするが、吉備の中山の北東麓にある備前一宮の吉備津彦神社に対し、現在の吉備津神社は北西麓にある備前一宮にあたる。図3―6と同じ瓦は備前一宮である吉備津彦神社に近接する岡山市一宮字山上にある神宮寺跡（神力寺）で、「吉備津宮常行堂」の七文字を配した軒平瓦や「東大寺」の刻印を持つ平瓦片などと共に採集されている。「東大寺」刻印瓦は叩き目などからも万富瓦窯産と考えられ、『南無阿弥陀仏作善集』備前国条の冒頭にある「造立常行堂、奉安丈六弥陀仏像」に該当する「藤井一九五五、岡本一九八〇」。重源の東大寺大仏殿再建瓦が大きいのは、建物規模を配慮したと考えるのが一般的だが、規模不明でも常行堂が大規模なはずはなく、大きさは重源好みと評価せざるを得ない。

図3―7 単弁一六葉蓮華文軒丸瓦。瓦当復原径一九・五cmと大ぶりである。径八・三cmの中房に「法隆寺」の三文字を置き、凸線で縁取った短い丸みを帯びた花弁を配し、外区に一九個の珠文がめぐる。「法隆」の偏は旁に対して小さめで、傍の形状も独特である。瓦当裏面は丸瓦部に沿って円圏状にナデるほかは指頭で押さえている。瓦当面に離れ砂の痕跡があり、瓦当面より三cm後ろの瓦当側面から裏面、丸瓦破断面には漆喰が部分的に残る。漆喰以前の朱書・墨書の痕跡はなく、漆喰以後に

「白河侯所蔵古瓦目録」が「南都法隆寺瓦」を登録するのを受けて、

『楽翁公田蔵古瓦譜』は同拓本に「南都法隆寺」と傍書し、『黒川古瓦目録』も時代を「鎌倉」、出土地を「法隆寺」で登録する。しかし、古代（近世の法隆寺所用軒瓦を網羅した図録「法隆寺昭和資財帳編集委員会一九九二」に、本例と同範の軒丸瓦は掲載されていない。同図録は、中房に「法隆寺問寺」あるいは「法隆寺」の文字を置く鎌倉前期の蓮華文軒丸瓦「同書―軒丸瓦67A・67B」を掲載するが、いずれも複弁八葉蓮華文で、文字の書体も文様系譜も異なっている。また、直径も一八cm前後でやや小さい。これらは法隆寺境内の各所・全域で出土することである。また、文様区全体に「法隆寺」銘を配した室町前期・江戸前期・江戸後期の軒丸瓦も少なくないが「同書―軒丸瓦70・71」、本例と書体が似たものはない。

後述の図4―5のように、楽翁公田蔵古瓦は偽造瓦を含む可能性がある。あるので、本例にも疑いの目を向ける必要がある。しかし、製作技法を見るかぎり、平安後期―鎌倉初期の軒丸瓦として違和感はない。法隆寺出土軒丸瓦に本例のような単弁一六葉の花弁表現はないが、同時期の興福寺・東大寺・薬師寺・西大寺で主体的に用いた軒丸瓦において、本例のような短い丸みを帯びた花弁の蓮華文軒丸瓦が、複弁八葉から単弁一六葉へと変化する過程が推定できる「山崎二〇〇〇―第16図1・2・5、第20図1・4」。法隆寺では主体的ではなくても、南都諸寺との交流のなかで本例のような軒丸瓦が作られる可能性がある。同じ瓦が発掘で出土するまでは、資料として積極的に利用することはひかえるべきだが、法隆寺所用瓦の新例になるかもしれない。

図3―8 巴文軒丸瓦。尾の方向で呼べば左巻きの三ツ巴文で、尾と一体化した圏線で区画した外区に珠文が密にめぐる。調整痕などは観察できないが、丸瓦取付部の瓦当裏面を指先で押さえつけた痕跡がある。



丸瓦部破断面と瓦当裏面には漆喰が付着し、丸瓦部破断面には、漆喰以前に「□寺」(縦書)の朱書、漆喰以後に「903」と墨書し、**楽翁7**(横書)のラベル貼付する。瓦当面には巴文の高まりを避けて「橘寺」の刻書がある。

「白河侯所蔵古瓦目録」の「大和橘寺瓦四」を受け、『楽翁公旧蔵古瓦譜』も同拓本に「大和橘寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も出土地を「橘寺」とする。同範例を確認できないが、橘寺の発掘で巴文軒丸瓦は多数出土し、とくに中心伽藍南の仏塔山麓に築かれた橘寺修造に関わる瓦窯群において主体的に生産された「亀田一九九九」。

**図4-1** 「大安寺塔」銘軒丸瓦。瓦当復原径約一八cm。二重圏線で囲む内区に、各々円圏で囲んだ「大安寺塔」の四文字を配す。瓦当面より二・五cm後ろの瓦当側面・裏面と丸瓦部破断面に漆喰が残る。漆喰以前の朱書・墨書はなく、調整痕も観察できない。漆喰以後、瓦当裏面に「915」と墨書し、**楽翁15**(横書)のラベルを貼付する。

「白河侯所蔵古瓦目録」が「南都大安寺塔瓦二」を登録するのを受け『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「南都大安寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も出土地を「大安寺」と登録する。奈良市埋蔵文化財センターが設定した平安時代以降の大安寺軒瓦型式番号一七四Aの軒丸瓦と同範。鎌倉時代の旧仏教復興に尽力した宗性(一二〇二〜一二七八年)が、建長五(一二五三)年に大安寺別当を兼任し、東塔修理に着手『大安寺別当次第』「した時の瓦である〔原田二〇〇九〕」。

**図4-2** 「泉涌寺」銘軒丸瓦。瓦当復原径約一七・五cm強。圏線で囲んだ内区に「泉涌寺」の三文字を置く。瓦当面に離れ砂を認め、瓦当裏面は横ナデで調整する。瓦当面より二・五cm後ろの瓦当側面・裏面と丸瓦部破断面に漆喰が付着。漆喰以前の丸瓦剥離面に朱書があるが読めない。

い。瓦当裏面には「910」と墨書し、**楽翁14**(横書)のラベルを貼付する。「白河侯所蔵古瓦目録」の「山城泉涌寺瓦」を受けて、『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「山城泉涌寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も時代「室町」、出土地「泉涌寺」と登録する。とくに異論はない。

**図4-3** 梵字文軒丸瓦。瓦当径一七・〇cm。内区に梵字「キリク」を配し、細い圏線で区画した外区に大粒の珠文一六個がめぐる。瓦当上面は縦ナデ、下面は横ケズリ、瓦当裏面は斜めナデで調整する。丸瓦部は打ち欠いて、裏面全体を平坦に加工している。瓦当面より一・五cm後ろの瓦当側面・裏面と丸瓦部打ち欠き面に漆喰が付着。瓦当裏面に漆喰以前の朱書もあるようだが確言できない。漆喰以後には、墨書「清水寺」(縦書)、朱書「清水寺/古瓦」(縦書)、墨書「58」と、**楽翁19**(横書)のラベルを貼付する。朱書・墨書ともに鮮明で、「清水寺」の書体や字の大きさは共通する。

「白河侯所蔵古瓦目録」の「山城清水寺瓦」を受けて、『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「山城清水寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も年代「鎌倉」、出土地「清水寺」で登録する。梵字文軒瓦の集成的な検討成果「田村二〇一二」に本例と同範品は収録されていない。

**図4-4** 「東大寺」銘軒丸瓦。瓦当復原径一七・五cm。圏線で画した外区に珠文がめぐる。瓦当下部側面および裏面は横ナデで調整。瓦当裏面と丸瓦部破断面に漆喰が部分的に付着する。漆喰以前の丸瓦部破断面に朱書「南五」(縦書)、漆喰以後の瓦当裏面に、「東大寺」(縦書)と墨書し**楽翁13**(横書)のラベルを貼付する。登録番号「933」や墨書した和紙の貼付はない。

『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「大和東大寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も時代「室町〜江戸」、出土地「東大寺」で登録する。楽翁公旧

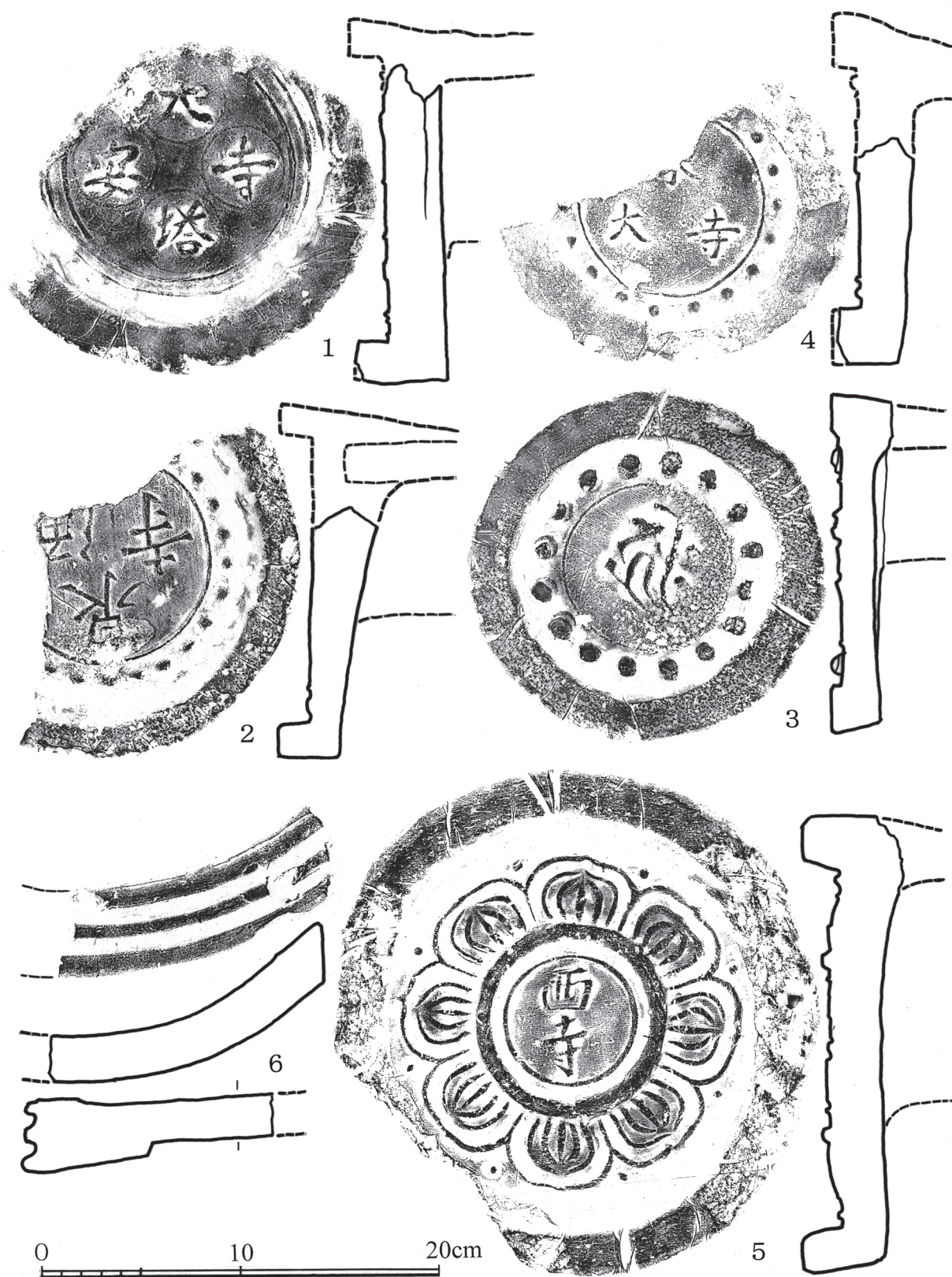


図4 楽翁公旧蔵古瓦Ⅳ(軒丸瓦・軒平瓦、縮尺3分の1) 採集地・年代(目録、収蔵、武藤番号)

- 1 大安寺塔・13世紀後半(目録392、収蔵915、楽翁15)    2 泉涌寺・14～15世紀?(目録434、収蔵910、楽翁14)    3 清水寺・13～14世紀?(目録404、収蔵528、楽翁19)    4 東大寺・17～18世紀?(目録444、収蔵933、楽翁13)    5 西寺?・近世(目録348、収蔵530、楽翁2)    6 出土地不詳・7世紀後半～8世紀前葉(目録527、収蔵909、楽翁48)



蔵古瓦には、本例以外に**図3**—**5**、**図5**—**7**・**8**、**図6**—**4**の計5点の東大寺瓦があり、「白河侯所蔵古瓦目録」には「南都東大寺瓦同全瓦大佛殿瓦三倉院瓦」の三点が登録されている。**図3**—**5**と**図5**—**7**が共に大佛殿瓦で、**図5**

—**8**は東大寺講堂瓦、**図6**—**4**は東大寺僧坊瓦なので、本例が三倉院瓦すなわち南倉・中倉・北倉の三倉からなる正倉院所用瓦ということになる。**図5**—**8**と**図6**—**4**はともに堂名だけを残し、寺院名部分を欠失している。高橋健自博士の知識によって東大寺所用瓦と判明したものである。「白河侯所蔵古瓦目録」では「無銘三十五」「無銘二十七」のなかに含まれていたかもしれない。とすれば、本例は正倉院で採集された可能性がさらに高まる。ただし、正倉院に葺かれていた数種類の「東大寺」銘軒丸瓦のなかに同范品は確認できない「宮内庁二〇一五」。

**図4**—**5** 単弁八葉蓮華文軒丸瓦。瓦当径二二・八cmと大型で、二重の圏線（外側が太く、内側が細い）で囲んだ径九・五cmの中房内に「西寺」銘を置く。花卉は三重凸線で宝珠形を呈し、弁間に珠文を配する。文様面に赤色顔料を塗布した形跡があるが、破断面にもおよぶので焼成当初のものではない。瓦当側面・裏面は横ナデ、丸瓦部接合面に沿って円圏状にナデる。丸瓦部を打欠いた形跡と、丸瓦接合時に瓦当裏面接合部をカキヤブリした痕跡がある。調整法は古代・中世瓦に通じるが、カキヤブリは近世瓦的である。瓦当面より三cm後ろの瓦当側面・裏面および丸瓦部破断面に漆喰痕跡があり、漆喰以後の瓦当裏面に「530」と墨書し、**楽翁2**（横書）のラベルを貼付する。採集地に関わる朱書・墨書や墨書和紙の貼付はない。

西寺といえ、東寺（教王護国寺）と並ぶ平安京二大官寺である西寺跡（京都市南区唐橋西寺町所在）を想起するが、その発掘調査「西森・鈴木他二〇二一」では類品すら出土していない。そもそも、平安京西寺

は天福元（一二三三）年の塔焼亡『明月記』天福元年二月二四・二五日条』以後、建物施設の存在を示す史料はなく、出土瓦もこれを反映している。「白河侯所蔵古瓦目録」が「西寺瓦四」を登録するのを受け、『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「西寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も時代「平安・後期く鎌倉」、出土地「西寺」と登録する。しかし、本例が平安京西寺所用瓦である可能性はほとんどない。金子智氏は『文様集成』第四一集（一九一四年、筆者未見）に掲載された本瓦を、同様な他事例を挙げて「一種の擬古的な「飾り物」と考えられる。通常より大きく作られている点や、古寺・名所をあしらっていることからそれがうなづける」と考え、その製作目的は保井芳太郎氏の「実用したものでなく、たぶん当時の風流人が趣味上から作った」とする指摘が妥当と解説する「金子二〇一六」。古瓦を考証学の対象と考えていた松平定信「清野一九四四」が、擬古的「飾り物」を蒐集品に加えたとは考えにくい。蒐集家が跋扈する世界には贗物はつきものなので、素直に解釈するのがよいと思うが、現時点では、平安京西寺所用瓦として近世に偽造したと理解しておく。ただし、屋根に葺く瓦として不自然な点はなく、**図2**—**2**と同様、大ぶりの擬古作が近世に作られて実用に供された可能性も否定できない。

**図4**—**6** 三重弧文軒平瓦。瓦当厚三・八cm。凸面は格子叩きで、段顎との境界および瓦当下面は横ナデ調整。凹面は布目庄痕で瓦当面近くの三cm前後を横ケズリ。側面および側面近くの凹面は縦ケズリで調整する。平瓦の凸面広端部に瓦当となる粘土板を補足した状況が断面からわかる。表面は堅く焼け締まっているのに、漆喰塗布の痕跡がなく、松平越中侯下屋敷の庭内茶室を囲む土塀にはめ込んだ瓦ではない可能性もある。朱書・墨書はなく、凹面に「909」と墨書し、「未詳／三（四）」字を



抹消)重孤文(縦書)と墨書した和紙と楽翁48(横書)のラベルを貼付する。『楽翁公旧蔵古瓦譜』の収録拓本に傍書はなく、『黒川瓦目録』は時代「白鳳・前期」、出土地「不明」で登録する。

図5-1 草花文軒平瓦。同範の完形例で見ると、萼に六枚の花弁を置き、茎の両側に三枚ずつ葉を配した中央の草花と、茎から派生した六枚の葉の上に蕾を配した左右の草花とから構成される。本例はその左の草花部分に該当する。斜めに立ち上がった下外区には珠文がめぐる。瓦当復原幅約二八cm。凹面の瓦当近く五cm前後までは横ケズリ、一六cm前後までは縦ケズリで、以遠は糸切痕と布目圧痕を残す。段顎であるが平瓦部は瓦当に向けて徐々に厚味を増し、瓦当下面と瓦当から一九cm前後の凸面は縦ケズリ、以遠の凸面には糸切痕と縦縄叩目が残る。平瓦部の曲率からみて、平瓦一枚づくり成形台による製品である。凹面と側面および平瓦破断面には漆喰の痕跡が残る。茶室土塀の上部を覆うように伏せて置いたのだろう。漆喰以前の凹面に平瓦長辺と平行して「黄薇寺古瓦／寛政七年穿土獲之」(縦書)と大きく墨書し、漆喰以後に「101」の墨書が加わる。また、凸面には短辺と平行して「黄薇寺」(縦書)と漆書し、楽翁30(横書)のラベルを貼付する。瓦当下面にも墨書の痕跡があるが読めない。

「白河侯所蔵古瓦目録」が「大和黄薇寺瓦」を登録するのを受けて、『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「大和黄薇寺」と傍書し「大和磯城郡吉備廃寺にあらざ。備中吉備寺なるべし。なほ研究を要す」と割注する。『黒川瓦目録』は時代「平安・後期」、出土地「備中吉備寺」とする。同範例は、現岡山県倉敷市真備町箭田に所在する吉備寺境内で出土しているが、現在は遺跡名を箭田廃寺と記すのが一般的である。「平安・後期」とする『黒川瓦目録』の年代観の根拠ははっきりしないが、同範例は八世紀後半と

する説が一般に通用している「葛原一九八六、湊・亀田二〇〇六」。

図5-2 均整唐草文軒平瓦。瓦当復原幅約三〇cmで、上下外区に各九個、左右脇区に各三個の珠文がめぐる。国分寺跡をはじめとして「国分寺市史編さん委員会一九八六」図98(35)「武蔵国に同範・同文・同系列の軒平瓦が多く、「牛角状中心飾り均整唐草文軒平瓦」の異名もある「酒井一九九〇」。基本的には、蕨手二葉を左右に反転する平城宮式軒平瓦をモデルに地域展開した唐草文様である。段顎であるが丸瓦部は瓦当に向けて厚味を増し、平瓦の曲率からみても平瓦一枚づくりの成形台による製品である。平瓦部凸面に指圧痕、側面を挟んだ凹凸面は縦ナゲ、その他にナゲ痕を残すが、明確ではない。瓦当から四cmより後ろの平瓦部に漆喰がかすかに残るが明確ではない。漆喰以前の朱書・墨書はなく、凹面に「895」と墨書し、「未詳／唐草」(縦書)と墨書した和紙と楽翁45(横書)のラベルを貼付する。

『楽翁公旧蔵古瓦譜』の収録拓本には傍書はなく、『黒川瓦目録』も、時代「天平・後期／平安・前期」、出土地「不明」としながらも、備考欄で「武蔵国分寺等に類例あり」と注記する。同種の軒平瓦は一九五一年の神奈川県川崎市尾台廃寺の発掘調査を契機に知られるようになったもので「内藤一九五四」、おそらく高橋博士は知らない資料である。採集地を記した朱書・墨書・刻書がないにもかかわらず、高橋博士は図1-8の単弁六葉蓮華文軒丸瓦に関しては、「白河侯所蔵古瓦目録」に登録された「武蔵六所明神瓦四」を踏まえた上で、『楽翁公旧蔵古瓦譜』において「武蔵国分寺なり」と傍書した。自身が武蔵国分寺で同範品を採集していたからであろう。しかし、本例と同範の軒平瓦も、武蔵国分寺や大國魂神社で出土しており、高橋博士の論理を通せば、図1-8と同じ採集地と考えてよいだろう。

図5—3 均整唐草文軒平瓦。東大寺式軒平瓦（平城六七三二型式）

の文様系譜をひく平安京西寺の創建軒平瓦で「西森・鈴木二〇二一—瓦25」、大阪府枚方市に所在する牧野坂瓦窯産である「上原一九九四b」。調整痕などは観察できないが、瓦当面から五・五×六・〇cmより後ろの凹凸面や破断面に漆喰が付着する。漆喰以前の朱書や墨書・痕跡はなく、凹面に「925」の墨書、「未詳／唐草」（縦書）と墨書した和紙と**楽翁47**（横書）のラベルを貼付する。『楽翁公旧蔵古瓦譜』の収録拓本に傍書はなく、『黒川瓦目録』も時代「天平・後期／平安・前期」、出土地「不明」とし、備考欄に「六七三二型式」と注記する。しかし、「白河侯所蔵古瓦目録」が登録する「西寺瓦四」の一つと理解してよいだろう。

図5—4 「大伴」銘均整唐草文軒平瓦。中房に「大伴」銘を置く複製八葉蓮華文軒丸瓦とともに、天長四（八二四）年以降、空海が進めた東寺造営事業所用瓦（**図2—3**など）の先駆をなす軒平瓦で、関野貞博士が「其左右に作られたる唐草文は常套を脱し頗る雄勁の趣がある」と絶賛している「関野一九二八—第五六図」。瓦当面から約3cmの平瓦部凹面は横ケズリ、以遠に布目圧痕を残す。瓦当下面は横ケズリ、頸部から平瓦凸面にかけて縦ケズリで調整する。瓦当面から約3cmより後ろの凹凸面や側面・破断面に漆喰が付着する。漆喰以前の朱書・墨書痕跡が側面や凸面にあるが読めない。漆喰以後に凹面に「523」と墨書し、「珍皇寺」（縦書）と墨書した和紙と**楽翁39**（横書）のラベルを貼付する。

弘仁一四（八二三）年に即位した淳和天皇の諱が大伴なので、以後、大伴氏は伴氏に改姓『日本紀略』。したがって「大伴」銘瓦は八二三以前前の瓦である「木村一九八一、上原一九九四b」。「左寺」銘をもつ同系譜下の軒瓦は東寺境内で豊富に出土するが、「大伴」銘瓦は広隆寺・珍皇寺・泉涌寺などの平安京周辺寺院から散在的に出土するにすぎない。

「白河侯所蔵古瓦目録」が「山城珍皇寺瓦」を登録するのを受けて、『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「山城珍皇寺」と傍書、『黒川瓦目録』も出土地を「（六道）珍皇寺」とする。

図5—5 陰刻均整唐草文軒平瓦。京都市北区大宮中ノ社町ほかに所在する河上瓦屋の製品で「植山一九九一—図53」、植山茂氏の検討成果によれば、「左」あるいは「右（裏）」字をC字対向中心飾りに入れた特徴的な一〇世紀初頭の均整唐草文軒平瓦の文様系譜下にある。凹面の粗い布目圧痕以外には、顕著な整形痕・調整痕は観察できない。瓦当面から5cmより後ろの凸面および凹面から破断面に漆喰が付着する。漆喰以前の朱書・墨書は確認できず、瓦当面の下端に右から左へ「ダイゴ」（逆位、横書）と刻書する。漆喰以後の凹面に「522」と墨書し、**楽翁32**（横書）のラベルを貼付する。

「白河侯所蔵古瓦目録」に「山城醍醐寺瓦二」を登録するのを受けて『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「山城醍醐寺」と傍書し、『黒川瓦目録』は年代「平安・後期」、出土地「醍醐寺」とする。醍醐寺では一〇世紀の瓦が採集されており「木村一九六九」、本例も同寺所用瓦と考えて問題ないだろう。

図5—6 幾何学文軒平瓦。佐渡国分寺で出土した同范例「山本一九八七—39」では陰刻菱形文を九つ並列する。平瓦部凸面は円弧状の縄叩き。凹面の布目圧痕は瓦当面まで連続する。瓦当面の布目は瓦範押捺時に文様面の高い部分が鮮明に、低い部分は押圧されて不鮮明になる。凹面全体と平瓦部破断面の凹面近く、瓦当面上部に漆喰が付着するので、茶室の塀に埋め込んだ時には塀の上面を覆うように伏せたと判断できる。漆喰以前の朱書・墨書はなく、漆喰以後の凹面に「900」の墨書、「未詳／布目」（縦書）と墨書した和紙と**楽翁49**（横書）のラベルを貼付

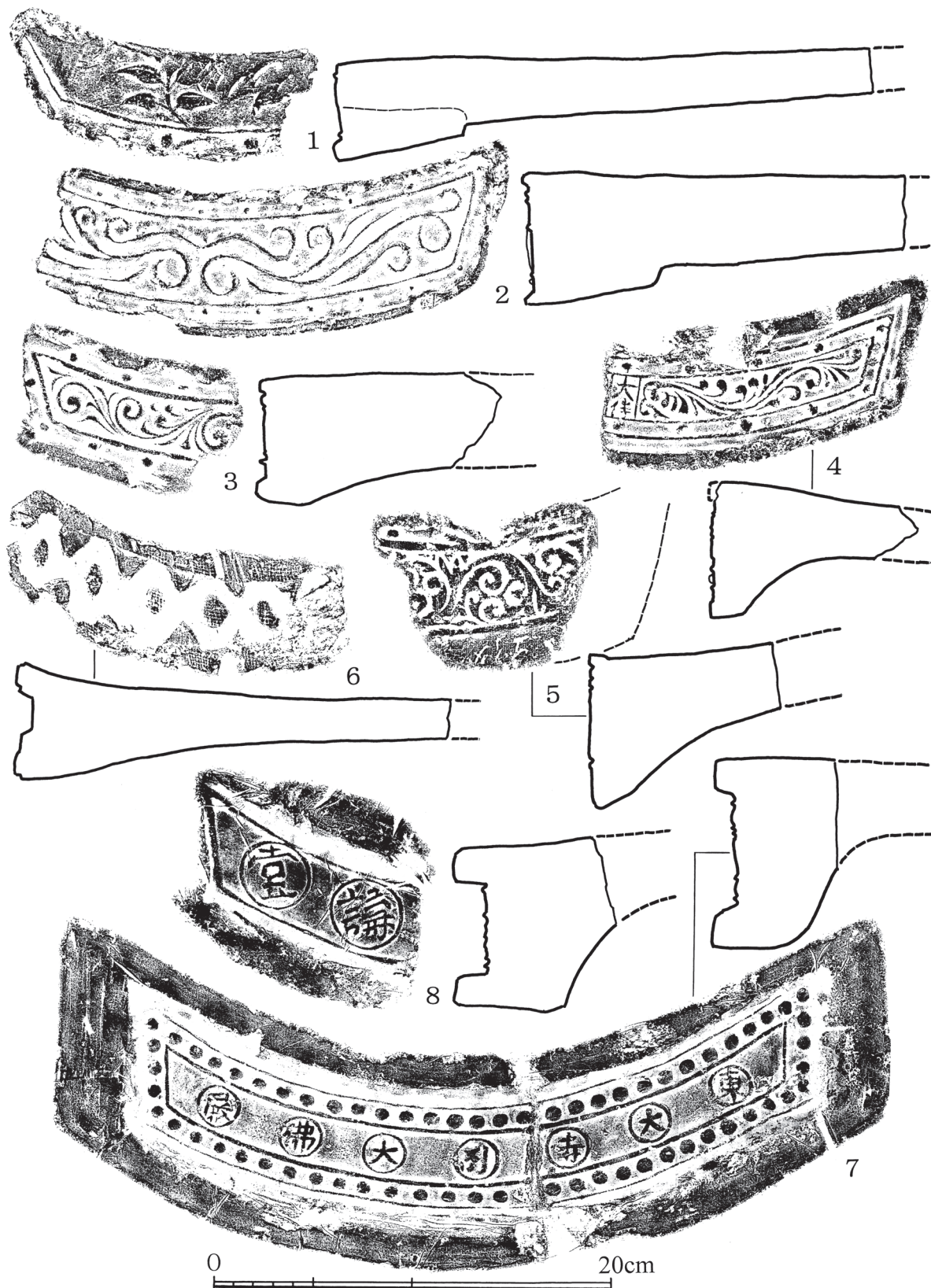


図5 楽翁公旧蔵古瓦Ⅴ(軒平瓦、縮尺3分の1) 採集地・年代(目録、収蔵、武藤番号)

- 1 備中備前田麿寺(吉備寺・黄微寺)・8世紀後半(目録751、収蔵901、楽翁30)    2 武蔵国府(六所明神・京所麿寺・多磨寺)・8世紀後半(目録623、収蔵895、楽翁45)    3 平安京西寺・8世紀末～9世紀初頭(目録621、収蔵925、楽翁47)    4 六道珍皇寺・9世紀前半(目録665、収蔵532、楽翁39)    5 醍醐寺・10世紀前葉(目録693、収蔵531、楽翁32)    6 佐渡国分寺・8世紀後半(目録619、収蔵900、楽翁49)    7 東大寺大仏殿・12世紀末～13世紀初頭(目録769、収蔵924、楽翁12)    8 東大寺講堂・13世紀前半(目録772、収蔵912、楽翁11)



する。

『楽翁公旧蔵古瓦譜』の同拓本に傍書はなく、『黒川瓦目録』は時代を「天平・後期」、出土地を「佐渡国分寺」と登録する。佐渡国分寺瓦は他寺や官衙遺跡でほとんど出土せず、創建期に経ヶ峰窯で生産したものと、九世紀中頃に小泊窯で生産したものがあり、本例は経ヶ峰窯産という「梶原二〇一〇」。「白河侯所蔵古瓦目録」に佐渡国分寺瓦はないが、「無銘三十五」「無銘二十七」のなかに佐渡国分寺瓦があったと考えてよいだろう。なお、佐渡国分寺出土軒平瓦に多い瓦当面の布目圧痕に關し、山本氏は瓦当の布目圧痕を範との間に布を入れて「離剤とし」と解説するが「山本一九八七」、布目は瓦範押捺以前に瓦当面に付いた瓦当部成形技術に關わる痕跡である。

図5—7 「東大寺大仏殿」銘軒平瓦。瓦当面が完形で、幅四一・〇cm。厚九・四cm。中央に円圏で囲んだ梵字「ア」、左右に各々円圏で囲んだ「東大寺大佛殿」の六文字を右から配し、周囲に二重凸線で画した珠文帯を配する。脇区珠文は各五、上外区二八、下外区二七である。図3—5と同様、重源が東大寺大仏殿再建に際し、備前国吉岡庄の万富瓦窯で生産し東大寺に運んだ瓦で、三型式一一種の同文異範が指摘されているなかで1型式2種に該当するらしい「芦田二〇〇二」。瓦当部のみを残し、平瓦部は打ち欠いて削り、平坦に加工している。凹面の布目圧痕は粗い布目に細かい布目が重なっており、細かい布目は瓦当面近くに布端が現れている。瓦当下面から裏面は横ナデで調整。瓦当面から二〜三cmより後ろの瓦当部および平瓦破断面に漆喰が付着する。漆喰付着以前の朱書・墨書は見えず、平瓦部を削平した面に漆喰以後に「924」と墨書し、「東大寺／大仏」と墨書した和紙と楽翁<sup>12</sup>（横書）のラベルを貼付する。「白河侯所蔵古瓦目録」を受けて『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本

に「南都東大寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も時代「鎌倉」、出土地「東大寺」とする。

図5—8 「東大寺（大）講堂」銘軒平瓦。調整痕などは観察できないが、瓦当面より四cmより後ろの瓦当裏面、凹面や平瓦破断面に漆喰が付着する。漆喰以前の朱書・墨書は確認できず、漆喰以後、瓦当下面に楽翁<sup>11</sup>（横書）のラベル、裏面に「912」と墨書し「東大寺／講堂」（縦書）と墨書した和紙を貼付する。東大寺防災施設工事に伴う発掘調査において、中央円圏内に梵字「バン」、その周囲に各円圏内に「東大寺大講堂」の六文字を配し、外区に珠文がめぐる軒丸瓦が出土し、嘉禎三（一二三七）年に上棟した講堂所用瓦と認定され、特徴的な胎土・焼成から播磨産と推定された「奈良県教委二〇〇一—四〇七型式」。右端「東大寺」の文字を残すだけで左半部を欠くが、胎土・焼成から組み合う軒平瓦も想定でき「同一五〇五型式」、兵庫県三木市久留美に所在する久留美中筋遺跡出土軒平瓦との同範、近隣で個人が採集した軒平瓦に「講堂」の文字をもつ例が確認され、「東大寺（大）講堂」銘軒平瓦の存在が確実視されるようになった。本例はその左端部分「講堂」に該当するが、中央の梵字や「大」字の有無は未だ確認できない。『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「南都東大寺」と墨書するが、「東大寺／講堂」の墨書と紙も含めて、図5—8を高橋博士が正しく東大寺講堂所用瓦と判断した根拠はまだ見つからない。

図6—1 「興福寺」銘軒平瓦。瓦当部が完存し、瓦当幅三四・〇cm、全長四〇cm。内区に右から「興福寺」の三文字、凸線で画した外区には、脇区各三、上下外区各一八、計四二個の珠文を配す。凹面は横ナデで調整するが、部分的に細かい布目圧痕を残す。瓦当下面・裏面は横ナデ、頸部に凸型成形台の端部圧痕を残す。平瓦部凸面は縦ナデで狭端面寄り

の一三cmは粗面のままで離れ砂が顕著である。狭端面から四cmの中央釘穴内に鉄釘がさび付いて残る。瓦当面寄りの凹面約一一cmは葺足状に赤変する。葺足に酸化鉄が付着したらしい。両側面を挟んで凹面側の幅約六cm、凸面側の幅約四cmに漆喰痕跡が残り、一部は瓦当面の両脇上端におよぶ。土塀上面を覆うように伏せたのだろう。漆喰以前の朱書・墨書は見当たらず、漆喰以後、凹面左狭端近くに「905」と墨書し、**楽翁8**横書)のラベルを貼付する。「興福寺」と墨書した和紙は凹面中央に貼付する。

「白河侯所蔵古瓦目録」が「南都興福寺瓦二金堂瓦」を登録するのを受けて、『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「南都興福寺」と傍書し、『黒川瓦目録』は、時代「鎌倉」、出土地「興福寺」とする。しかし、「興福寺」銘をもつ金堂所用の軒瓦のセットには、建治三(一二七七)年に被災し正安二(一三〇〇)年に供養した時の瓦「藪中二〇〇一a」図7 IX丸A1・A2・平A2・A3」以外に、嘉暦二(一三二七)年に被災し応永一八(一四一一)年までの諸堂宇再建で用いた瓦が指摘され「藪中二〇〇一b」図3 X丸A・平A」、本例はX平A1bと同範と思われる。ただし、防災工事出土品では嘉暦二(応永一八年)に属する「興福寺」銘軒瓦は少なく「興福寺一九七八」、本例は数少ない瓦当面完存品である。本例では破断面を観察できないが、瓦当貼り付けで成形している「藪中二〇〇一b」。

**図6-2** 「薬師寺仁治壬寅」銘軒平瓦。同範の完形例「奈文研一九八七-305」で見ると、中央に「薬」字を置き、その右へ「師壬寅」、左へ「寺治仁」の各三文字を配す。本例はその右三文字部分に該当する。凹面は布目圧痕の上を横ナデ調整。瓦当下面は横ナデ、瓦当裏面と凸面は縦ナデで調整する。瓦当面には離れ砂が、頸部には凹型調整台の圧痕

が残る。瓦当面より約三cm後ろに漆喰が付着。漆喰以前の墨書・朱書はなく、漆喰以後、頸部に「5」**2**と墨書し、「薬師寺」(縦書)と墨書した和紙、**楽翁3**(横書)のラベルを貼付する。

「白河侯所蔵古瓦目録」が登録する「南都薬師寺瓦二」とは対応しないが、完形の同範例がわからなくても、「師」字の存在で薬師寺瓦と認識できるかもしれない。ただし、『楽翁公旧蔵古瓦譜』が「南都薬師寺」と傍書できたのは、高橋博士とともに瓦当文様の集成・編年に尽力した関野博士が、同文瓦「奈文研一九八七-306」の左三文字分を薬師寺唐草瓦と知っていた「関野一九二八-第六六〇図」ことが根拠であろう。なお「黒川瓦目録」は「壬寅」銘軒平瓦」として登録した本例の時代を「鎌倉」、出土地を「薬師寺・東院堂」と登録し、「壬寅」乾元元年(一三〇二)か」と注記するが、仁治三(壬寅)年は一二四二年である。出土地を「東院堂」に限定したのは、**図6-3**から類推したのかもしれないが根拠薄弱である。

**図6-3** 「薬師寺東院弘安辛巳」銘軒平瓦。同範例「奈文研一九八七-307」で見ると、中心に裝飾付き「薬」字を置き、右に「寺東安弘」の四文字、左に「師院辛巳」の四文字を篆書で配する。本例はその左端二字分に該当する。黒川古文化研究所にある同範完形例(『黒川瓦目録』789)では、瓦当幅二六・五cm。凹面は布目圧痕を残し、瓦当近くは横ケズリ。瓦当下面と裏面は横ケズリ、凸面は縦ナデで頸部に凹型調整台の圧痕を残す。凹面および平瓦部破面に漆喰が付着する。漆喰以前の凹面に「薬師寺」□□□□(縦書)と朱書し、漆喰以後に「907」と墨書し、**楽翁4**(横書)のラベルを貼付する。また、瓦当裏面には朱を入れた「薬師寺」の刻書がある。漆喰痕跡から塀にはめ込んだ時、瓦当文様と刻書を露出させたと見られる。**図1-2**とともに「白河侯所蔵古

瓦目録」の「南都薬師寺瓦二」に該当し、『栗翁公旧蔵古瓦譜』も同拓本に「南都薬師寺」と傍書。関野貞博士も同范例を「薬師寺東院堂唐草瓦」と紹介する「関野一九二八―第六五九図」。

図6―4 「東大寺僧坊」銘軒平瓦。左半部に該当し、凸圏線で囲んだ文様区に凹圏で囲んだ文字を配する。「寺」字が中央ならば、瓦当推定幅約二八cm。東大寺防災工事に伴う発調査でも同范例が出土している「奈良県教育委員会二〇〇一―一五―一A型式」が、それも「寺僧坊」の三字のみで瓦当右側を欠く。凹面は糸切痕と布目が残り、布目はかがった耳を瓦当近くで折り曲げている。瓦当下面・裏面は横ナデ、凸面は縦ナデで頸部に凹型調整台の圧痕がある。瓦当面には離れ砂を施す。瓦当裏面・凸面・平瓦部破面と、瓦当から三cmより後ろの凹面に漆喰が付着する。漆喰以前の朱書・墨書は認められない。漆喰以後、凸面に「913」と墨書し、「東大寺／僧坊」（縦書）と墨書した和紙を貼付。瓦当裏面にも栗翁10（横書）のラベルを貼付する。

「白河侯所蔵古瓦目録」に当該品は確認できず、『栗翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「南都東大寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も「（東大）寺僧坊」銘軒平瓦を時代「鎌倉」、出土地「東大寺」で登録する。高橋博士が当該品を東大寺瓦と認識できた根拠はまだわからない。

図6―5 「菅原寺」銘軒平瓦。外区は二重凸圏線内に密に珠文を配し、文様区に寺する名を置く。瓦当推定幅三四cm。破断面から瓦当貼り付けで成形したことがわかる。凹面の細かい布目圧痕は瓦当側面に及び、瓦当近くの凹面は横ナデ調整。瓦当下面・裏面は横ナデ、凸面は縦ナデで調整し、頸部に凹型調整台の圧痕が残る。瓦当面より二cm弱後ろの瓦当下面、裏面・凸面・平瓦破断面と凹面の一部に漆喰が付着。漆喰以前、凸面に朱書した痕跡があるが読めない。漆喰以後、瓦当裏面に「893」と

墨書し、「菅原寺」と墨書した和紙と栗翁27（横書）のラベルを貼付する。菅原寺（喜光寺）は行基建立四十九院の一つで平城京右京三条三坊十五坪（現奈良市菅原町）に所在。明応八（一四九九）年に戦火で焼失した本堂は天文一三（一五四四）年に再建され、重要文化財となっている。「白河侯所蔵古瓦目録」が「大和菅原寺瓦」を登録したのを受け、『栗翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「大和菅原寺」と傍書。自身の採集品ではないが、高橋博士も瓦当部が完存する同範品を東博に寄贈しており「石田一九三〇―一七二〇」「菅」字を欠く当該品も「菅原寺」瓦と認識できた。『黒川瓦目録』は時代を「鎌倉」とする。

図6―6 「天龍寺」銘軒平瓦。同銘の軒平瓦は複数種あり「京都市埋文研一九七九―T31・32、同一九九七―226・227」、いずれも中央に右から「天龍寺」の三文字を配し、両脇には雲文をとまなう日輪と月輪を置く「山崎二〇〇〇―第66図9・14」。本例は両側を欠くので同文と断言できない。破断面から瓦当貼り付けで成形したことが明白である。凹面は横ナデ後に縦ナデ。瓦当下面は横ケズリ、裏面は横ナデ、凸面は縦ナデで調整。瓦当面から五cm強より後ろの凹凸面および右破断面、左破断面から瓦当上端部に漆喰が付着する。漆喰以前の朱書・墨書はなく、漆喰以後、凸面に「898」と墨書し、「天龍寺」と墨書した和紙と栗翁31（横書）のラベルを貼付する。「白河侯所蔵古瓦目録」が「山城天龍寺瓦」を登録するのを受けて、『栗翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「山城天龍寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も時代「室町」、出土地「天龍寺」で登録する。足利尊氏発願の天龍寺は貞和元（一三四五）年に落慶法要されており、本例も創建瓦の一つと考えられる。

図6―7 無段式丸瓦。狭端部を欠くが、長さ三六cm以上。凹面は糸切り痕と布目圧痕を残し、側面近くを縦ケズリ。布目圧痕がおよばない



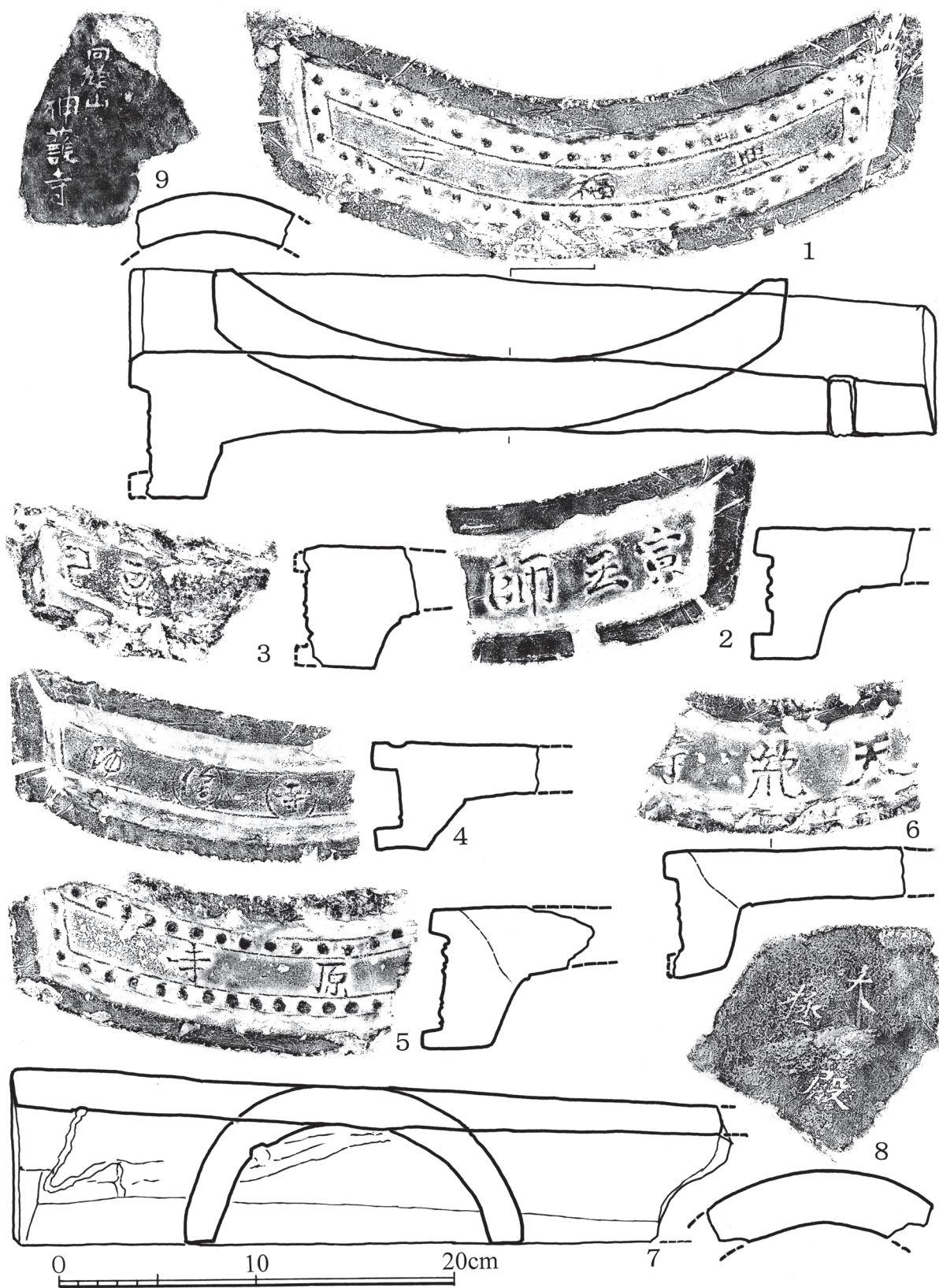


図6 楽翁公旧蔵古瓦VI(軒平瓦・丸瓦、縮尺3分1) 採集地・年代(目録、収蔵、武藤番号)

- 1 興福寺・14世紀中葉～15世紀初頭(目録780、収蔵905、楽翁8)    2 薬師寺・仁治壬寅(1242)年(目録791、収蔵911、楽翁3)  
 3 薬師寺東院・弘安4(1281)年(目録790、収蔵907、楽翁4)    4 東大寺僧坊・13世紀(目録773、収蔵913、楽翁10)    5  
 菅原寺・14世紀(目録794、収蔵893、楽翁27)    6 天竜寺・14世紀中葉(目録824、収蔵898、楽翁31)    7 南滋賀鹿寺(志  
 賀都)・7世紀後半(目録921、収蔵927、楽翁35)    8 平安宮大極殿・8世紀末～9世紀初頭(目録912、収蔵902、楽翁21)  
 9 高雄神護寺・?(目録923、収蔵930、楽翁37)

広端部近くに梓板痕が見える。凸面は縦ナデ調整のようだが摩耗している。凹面から凸面下半部（側面寄り）に漆喰が付着する。土塀上面にかぶせるように置いたのだろうか。漆喰以前、凹面中央に「志賀都」等の朱書があるがはっきり読めない。凸面の漆喰がおよばない部分に小さく「江州」、大きく「志賀都」と刻書する。漆喰以後、凹面に「927」と墨書し、**楽翁35**（横書）のラベルを貼付する。「白河侯所蔵古瓦目録」が「近江志賀都瓦」を登録するのを受け、『楽翁公旧蔵古瓦譜』は玉峯模写図に「近江志賀都」と傍書し、『黒川瓦目録』は、時代「白鳳・前期」、出土地「近江・志賀郡」と登録する。**図2-1**で解説したように、本例も南滋賀廃寺出土瓦の可能性が高い。

**図6-8** 緑釉丸瓦小片。平安宮大極殿に緑釉瓦を葺いた事実は、江戸時代後期の考証学者の間では常識で、裏松固禪の『大内裏図考証』にも明記されている「上原二〇二二」。楽翁公旧蔵古瓦は文様のある軒瓦が主体だが、丸瓦小片を加えたのは、その考証を踏まえたものだろう。凹面は糸切り痕と布目圧痕、凸面には剥離著しいが緑釉を施す。赤焼き軟質なため、漆喰は破断面にわずかに残る程度だが、凸面に「大極殿」と刻書し、朱を入れる。他例から凸面を見せるように土塀に埋め込んだことは明白だ。凹面に「927」と墨書し、**楽翁21**（横書）のラベルを貼付する。「白河侯所蔵古瓦目録」が「大極殿瓦椽瓦」を登録するのを受け『楽翁公旧蔵古瓦譜』は玉峯模写図に「大極殿」と傍書する。「椽」は垂木の意味だが、「緑」字を誤解したのだろうか。『黒川瓦目録』は、時代「平安・前期」、出土地「平安宮」で登録する。緑釉瓦は大極殿以外でも使っている。「平安宮」のほうが正確かもしれないが、大極殿所用瓦説を否定する必要はないだろう。

**図6-9** 丸瓦小片。何の変哲もない丸瓦小片で、凹面に布目圧痕を

残す。凸面両脇から破断面、凹面にかけて漆喰が残る。漆喰以前の凹面に「高雄山／二ノ口」と朱書し、漆喰以後、凹面に「930」と墨書し、**楽翁37**（横書）のラベルを貼付する。凸面には「高雄山／神護寺」と刻書して朱を入れる。「白河侯所蔵古瓦目録」が「山城高雄神護寺瓦二」を登録するのを受け、『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「山城高雄神護寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も時代「平安か」、出土地「神護寺」と登録する。**図7-1** 熨斗瓦片(?)。『黒川瓦目録』は「平瓦」、時代「白鳳／天平」、出土地「伊豆・蓮行寺」で登録するが、彎曲がほとんどないので平瓦ではなく、熨斗瓦の可能性が高い。凸面は比較的細かい格子叩き、凹面にわずかに布目圧痕が残る。側面は縦ケズリで三角に仕上げる。凹面から側面および破面半ばまで漆喰が付着する。凹面には、漆喰以前に「□□（伊豆カ）三島／蓮華寺」（縦書）と朱書。漆喰以後に「931」と墨書し、「伊豆三島／蓮華寺」（縦書）と墨書した和紙と**楽翁28**（横書）のラベルを貼付する。側面近くの凸面で叩きのない部分に、「蓮華寺」と墨書した上に朱漆で同じ文字をなぞっている。

三島市で古代瓦が出土する蓮華寺という寺は知られていないが、昭和三年に国史跡となった「伊豆国分寺塔跡」の管理者は現在「伊豆国分寺」を名のっているが、もとは蓮行寺といった「軽部一九七〇」。瓦に記入された朱書・墨書および「白河侯所蔵古瓦目録」が登録する「伊豆三島蓮華寺瓦三」を受けて、『楽翁公旧蔵古瓦譜』が同拓本に「伊豆三島蓮華寺」と傍書しているのに、『黒川瓦目録』が「伊豆・蓮行寺」出土を主張した理由である。なお、三島近辺には塔ノ森廃寺（三島市大宮・三島神社境内地）、市ヶ原廃寺（三島市大社・祐泉寺と法華寺境内）、宗光寺廃寺（伊豆の国市大仁町宗光寺）などの古代寺院遺跡があり、いずれも伊豆国分寺との関係が説かれ、本例に似た格子叩きの平瓦片が採



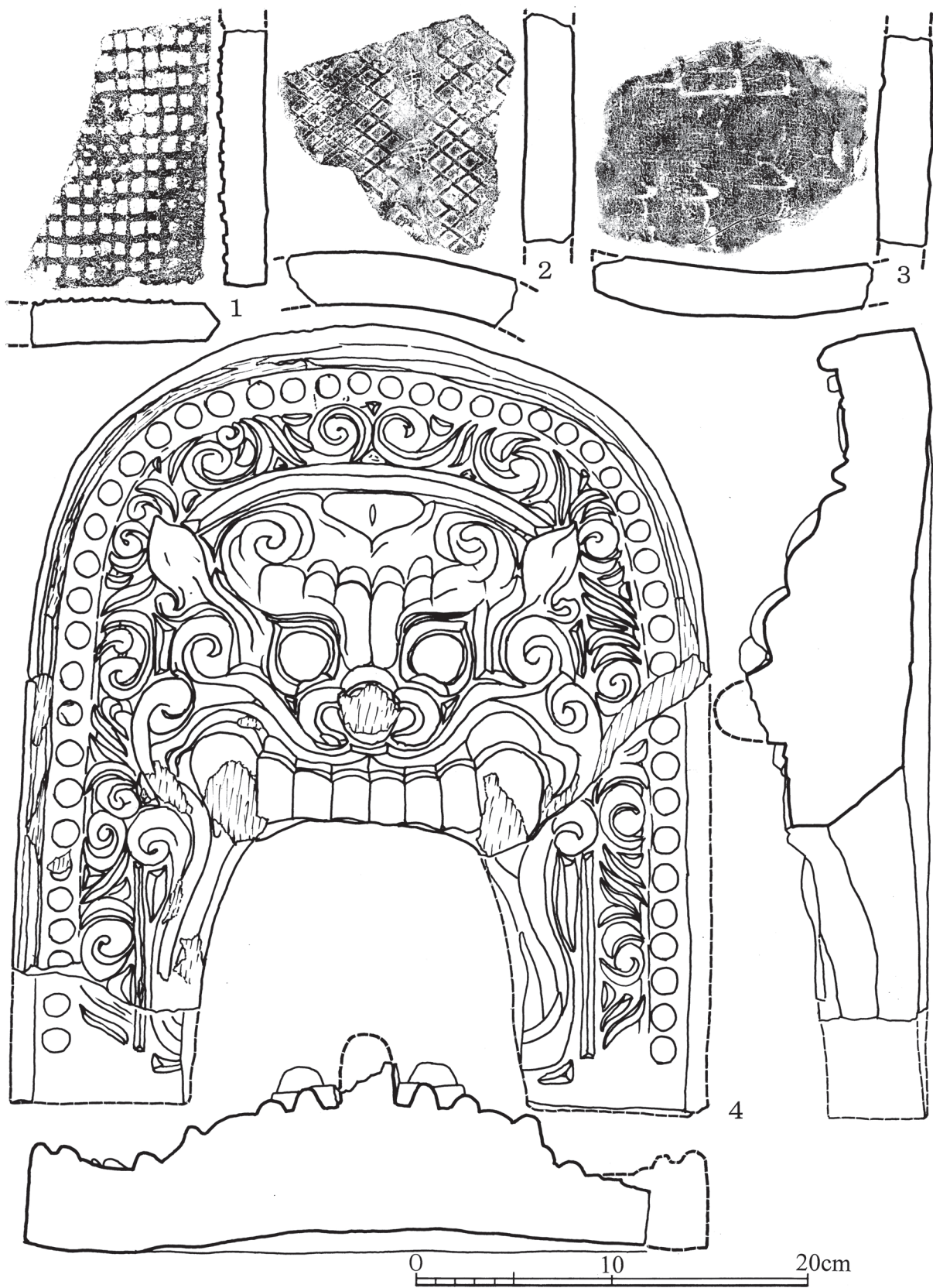


図7 楽翁公旧蔵古瓦Ⅶ(平瓦と鬼瓦、縮尺3分1) 採集地・年代(目録、収蔵、武藤番号)

- 1 伊豆三島蓮行寺(伊豆国分寺)・7世紀後半?(目録924、収蔵931、楽翁28)    2 平安京東寺・10世紀(目録925、収蔵928、楽翁34)    3 法勝寺・12世紀前半(目録901、収蔵929、楽翁40)    4 平安京・8世紀末~9世紀前半(目録863、収蔵936、楽翁44)



集されている「静岡県教委二〇〇三」。楽翁公が伊豆国分寺瓦と記録しなかったのはもったいの幸いであった。

図7-2 平瓦片。凸面は長板による斜格子叩き、凹面は布目圧痕。凹面から破断面にかけて漆喰が付着する。漆喰以前の凹面中央に大きく「東寺」（縦書）と朱書する。その上および左上にも朱書があるが判読できな。漆喰以後「928」と墨書し、**楽翁34**（横書）のラベルを貼付する。凸面中央の叩目が薄れた部分に「東寺」と刻書し墨を入れる。

「白河侯所蔵古瓦目録」が「山城東寺瓦五」を登録するのを受けて、『楽翁公旧蔵古瓦譜』は同拓本に「山城東寺」と傍書し、『黒川瓦目録』も時代「平安」、出土地「東寺」で登録する。平安時代の京都の平瓦は長板の縦縄叩きが一般的で、長板による斜格子叩きは一〇世紀後半を中心に北部九州から運ばれた平瓦と特徴が一致する。西寺では北部九州産の軒瓦・丸瓦・平瓦が指摘できる「西森・鈴木他二〇二二」。しかし、東寺では防災施設工事にもなう発掘で大量の瓦が出土しているが「教王護国寺一九八一、鈴木・上村・前田一九九六」、北部九州産瓦にはお目にかかっていない。

図7-3 押印五輪塔文平瓦。押しが弱く不明瞭だが、八基以上の五輪塔文が確認できる。塔の輪郭部分で布目が押されて見えなくなるので、凸型成形台からはずした後に塔文を押したことが明白である。凸面の叩みや調整痕は観察できず、「法勝寺」（縦書）と刻書し、文字に墨入れ朱入れする。さらに「929」と墨書し、**楽翁40**（横書）のラベルを貼付する。凹面両側の縁に沿って漆喰が付着するが、刻書と塔文の両方が見えるように土堀にはめ込む方法がよくわからない。

京都市左京区の岡崎に所在する法勝寺跡では、五輪塔文軒丸瓦・軒平瓦や凹面に多数の五輪塔文を押印した平瓦が採集され、江戸時代から

「瓦コレクターの間でよく知られていた。西田直二郎も「法勝寺遺物及遺品」において「瓦文に於て特に注意を惹くものは法勝寺古瓦が塔の文様を多く有することにして」「是等塔瓦文は或は法勝寺内小塔院に用ひられしにあらざと思はる」「平瓦に見る無数の小塔の文様は、かの小塔院に於ける三十萬の塔供養と云へるも、畢竟この瓦文の塔の数も含むものなりと考へらる」（原文は片仮名・漢字混じり文）「西田一九二五」と推定している。五輪塔文を平瓦凹面の葺足部分に押捺する例が確認できるので、西田の推定は妥当性が高いが、法勝寺小塔院が建っていた場所は特定できない。「白河侯所蔵古瓦目録」が「山城法勝寺小塔院瓦」を登録するのを受けて、『楽翁公旧蔵古瓦譜』はこの拓本に「山城法勝寺小塔院」と傍書し、『黒川瓦目録』も「押印五輪塔文平瓦」を時代「平安・後期」、出土地「法勝寺」で登録する。

図7-4 鬼瓦。岸本論文「岸本一九九〇」は同範一六例をもとに復原しており、復原高三八cm強、復原幅三五cm、復原厚一〇cmとする。アーチ形を呈し、周縁内に珠文帯・唐草文帯がめぐり、太い凸線で区画したなかに鬼面を配する。大きく開いた口の左右上顎から牙が延び（先は欠失）、牙に挟まれて六本の歯が並ぶ。目鼻は高く隆起し、眉の左右は巻毛をなす。尖った耳の下にも上唇から伸びた巻毛を二重に、牙の左右にも巻毛を配す。棟端に固定するための釘穴や把手はないが、裏面はわずかにくぼみ、瓦範に押し込んだ時の指圧痕が残る。周囲はケズリ調整。周縁から二cmより後ろに漆喰が付着し、鬼面全体を見せる形で土堀に埋め込んだことがわかる。

『楽翁公旧蔵古瓦譜』所収の玉峯模写図に傍書はなく、『黒川瓦目録』も、時代「平安・前期」、出土地「不明」で登録する。しかし、同範例の出土地から、洛北西賀茂瓦窯で生産され、平安宮大極殿・豊楽院・西

寺など平安前期の平安宮や平安京内の重要施設で消費した鬼瓦の一つであることは確実である。とすれば「白河侯所蔵古瓦目録」には「平安宮瓦二」「羅生門瓦」「朝堂院瓦」「豊樂院瓦」「八省院瓦」「西鴻臚館瓦」「太政官瓦」「山城東寺瓦五」など、採集候補地となり得る施設名は数多く登録されている。なお、平安時代初期の平安宮鬼瓦は平城京の南都七大寺式鬼瓦および長岡宮式鬼瓦の系譜を直接引き「鈴木二〇二三」、本例のように珠文帯に加えて唐草文帯がめぐり、鬼の顔面表現がより立体的になったものとは異なる。岸本氏がこれを「平安宮式鬼瓦」と呼んだのは妥当である。

図8 瓦経片。『黒川瓦目録』には未掲載だが、『黒川古文化研究所収蔵品目録第一九』（一九九一年）の「仏教考古遺品」の目録番号13に登録した「伯耆大日寺瓦経一片」の一点として登録され、一方で、楽翁公旧蔵古瓦の一つとして、収蔵番号932、楽翁41の番号も与えられている。厚さ一・八cmの粘土板の表裏に緯線と約二cm間隔で経線を引き、経文を篋書する。一方の面では、緯線の上に「伯州大日寺」（横書）と刻書し、朱を入れる。刻書のある面には漆喰痕跡はなく、裏面では篋書した経文にも漆喰が入り込み、採集地を刻書した面が見えるように土堀に埋め込んだことがわかる。伯州大日寺は鳥取県倉吉市桜に所在する天台宗寺院。裏山の経塚から四百枚以上出土した瓦経は東京国立博物館や奈良国立博物館などで所蔵され、瓦経として最古の記念銘（延久三年）を持つことで著名。

江戸時代に作成された『古瓦譜』には、巻末に瓦経拓影を収録したものが多くあり、貞幹の『仏刹古瓦譜』も「伊勢菩提山経瓦」や「山州葛野郡山中所出経瓦」などで締めくくる「敷中二〇一六」。「白河侯所蔵古瓦目録」にも「伯州久米郡桜村大日寺古経文瓦」以外に「伊勢山田

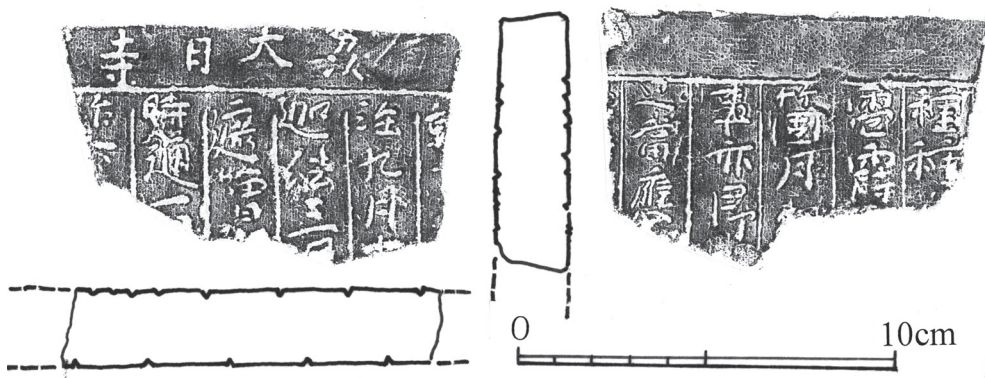


図8 楽翁公旧蔵古瓦Ⅷ（瓦経、縮尺2分の1）

12世紀（『黒川古文化研究所収蔵品目録第19』1991年の「仏教考古遺品」の目録番号13に登録した「伯耆大日寺瓦経11片」の1点として登録。収蔵番号は「経27」であるが、楽翁公旧蔵古瓦の1つとして、収蔵番号932、楽翁41の番号もある）

菩提山麓経塚所出瓦」が登録されており、松平定信も『古瓦譜』の作成を念頭に置いて、資料を蒐集していた可能性を示す。

### 第三章 楽翁公旧蔵古瓦の採集地に関する分析視覚

**漆喰痕跡と記入情報** 当研究所所蔵の楽翁公旧蔵古瓦には、採集地や収蔵等に関わる様々な情報が朱書・墨書・漆書・刻書されている。また貼付した和紙やラベルにも、同様の情報が書き込まれている。これらは各瓦の出所や由来を知る直接史料であるが、同一個体で複数の情報が書き込まれたものの中には、記載内容に若干の齟齬がある例もある。その齟齬を修正する上で、基準となるのが漆喰痕跡である。

楽翁公旧蔵古瓦五〇点の多くに漆喰の痕跡がある。「中に往々漆喰の痕あるは土塀に嵌装せられし名残なり」と『楽翁公旧蔵古瓦譜』の序文で高橋博士が解説したように、浅草福井町にあった松平越中侯下屋敷の庭内茶室を囲むの土塀に瓦をはめ込んだ時、塀の表面に塗った漆喰が付着した痕跡である。ただし、瓦面を分厚く漆喰が覆う例は皆無で、表面に痕跡が残る程度である。土塀から外した瓦を保管する時に漆喰は除去したと思われる。瓦面が摩耗し、書き込んだ朱書・墨書の多くが読みづらくなっているのは、時間経過による風化だけでなく、漆喰をこそげ落とした時に剥離した場合も想定できる。

ただし、**図4—6**は瓦の表面がシャープに残り、布目圧痕などが明瞭に見えるにもかかわらず、漆喰の痕跡がまったく認められない。『楽翁公旧蔵古瓦譜』に掲載されている以上、山田宗兵衛氏の伯父が松平公からもらい受けた瓦であることに違いないが、土塀にはめ込んだ資料ではないかもしれない。いずれにせよ、多くの楽翁公旧蔵古瓦に残る漆喰

痕跡は、土塀構築時に生じたもので、同古瓦が辿った歴史のなかで、同じ時間的な一点を示す。つまり、漆喰痕跡で覆われた採集地や収蔵に関わる情報は、採集した時から土塀にはめ込むまでに記入したもので、漆喰痕跡を覆う情報は、土塀から外されて現在に至る間に記入したものである。事実、高橋博士が『楽翁公旧蔵古瓦譜』を編集した時、瓦に直接記入された情報と『仙台金石志』の「白河侯所蔵古瓦目録」を対照して貼付した墨書と紙情報、黒川古文化研究所の収蔵品となって以後に書き込まれた収蔵番号（三桁の算用数字）、武藤誠氏が『楽翁公旧蔵古瓦譜』の収録順にしたがって貼付した**楽翁1**～**楽翁50**のラベルは、先後関係がわかる場合は、例外なく漆喰痕跡以後である。

**一次情報と二次情報** 一方、瓦本体に直接朱書・墨書した収蔵番号以外の情報には、読解できないものが少なくないが、大部分は漆喰痕跡に先行する。つまり、土塀にはめ込む以前、おそらく採集した時や寄贈された時、あるいはその記憶がなくなる前にも記入されたのが、朱書・墨書である可能性が高い。まれに漆喰痕跡以後に記入された墨書（**図1—5**、**図2—1**、**図3—6**、**図4—3**、**図4—5**）や朱書（**図4—3**）もあるが、収蔵番号や武藤番号のように体系的に情報を記入した結果とは考えにくい。これを除外すれば、漆喰以前に朱書・墨書された情報は、各瓦の由来を知る一次情報と言ってよいだろう。

漆喰痕跡との先後関係に興味深いのが、刻書及び漆書である。楽翁公旧蔵古瓦には瓦当文様として文字を配したものがある（**図2—5**、**図3—5**、**図4—1**、**図5—4**、**図7—8**、**図6—1**、**図6—3**）。これは瓦範による焼成前の文字である。これに対して、本稿で説明した刻書（**図1—2**、**図4—6**、**図2—3**、**図4—6**、**図3—2**、**図4—8**、**図5—5**、**図6—7**、**図7—2**、**図8**）は、すべて焼成後の製品に刻んだもので、



焼成前の型起こし、刻印、篋書で記入した一般的な文字瓦とは異なる。しかも、刻書箇所はすべて漆喰の及ばない部分、すなわち土塀にはめ込んだ時、露出する部分に限られる。おそらく、土塀にはめ込むのに先立って、楽翁公が重視した採集地情報が失われるのを惜しみ、露出箇所を配慮した上で新たに刻んだのであろう。一方、瓦範で起こした文字瓦当をもつ軒瓦は、採集地情報が既知既存であるとみなしたよう、刻書を施したものは一つもない。

土塀にはめ込んだ時に露出する範囲は限定的なので、軒瓦の場合は瓦当面（文様面）に刻んだものが多い。しかし、文様を傷つけることを恐れたのか、瓦当側面に刻書したものの（図1―2・4）文様の無い周縁に刻書したものの（図2―4、図3―4）、文様面の低い部分に刻書したものの（図2―6、図3―8、図5―5）など、一定の配慮が認められる。武藤誠氏は「遺瓦の裏面にこの種の記録を記入していることは、学術資料として採集品を扱う姿勢をうかがわせる」と評価する一方で、「表面に刻みこんであるのは、今日では文化財保存の趣旨から難じられる行為である」と批判するが「武藤一九七五」、刻書の意図が十分理解できていない。ただし、刻書した文字に朱（図6―8・9）や墨（図7―2）を入れて、刻書内容を際立たせた丸瓦・平瓦があるので、とくに刻書を目立たせない配慮したわけではなさそうだ。

刻書にはカタカナ横書き（図9―9）もあって、複数の作者が想定できるが、大きさや字体には共通点があり（図9）、土塀にはめ込む時に集中的に刻んだと考えられる。刻書に際しては、当然、採集地に関わる先行情報を参照したはずである。先行情報としてまとめたものに『仙台金石史』所収「白河侯所蔵古瓦目録」がある。これは記載内容に誤りや重複があつて、各瓦に朱書・墨書した一次情報から編集した二次情報

と思われる。しかし、刻書内容は「白河侯所蔵古瓦目録」に見る「国名十寺院名」の原則に則っていないので、現在は見えなくなっているものが多いが、おもに漆喰以前に各瓦に朱書・墨書された一次情報に直接依拠していると理解して大過ないだろう。すなわち、刻書は漆喰以前の朱書・墨書にくらべて二次的であるが、より一次情報に近い二次情報である。

**刻書に準ずる漆書情報** 土塀にはめ込んだ時に露出するよう、漆喰で隠れない部分に記入する点が共通するため、刻書と同じ機能を想定できるのが漆書である（図1―2・7、図2―4、図3―1・6）。とくに、図1―2は瓦当上面に「南都薬師寺」と刻書しながら、瓦当面の中房蓮子間に「南都」と朱漆書しており、「南都」にこだわっている。漆喰以前の瓦当裏面に「薬師寺／□□瓦／□□年間」と朱書した一次情報を踏まえ、あえて出土地を本薬師寺と主張する高橋健自博士説を採用しない理由である。図3―1は漆喰以前の瓦当裏面に「平安城／橘逸勢／亭古瓦」とあることを踏まえ、瓦当面の花卉間に「橘逸勢亭」と朱漆書するが、朱漆書はかなり薄れている。やはり刻書のほうが、風化に耐えやすいようだ。つまり、漆書は刻書と同様の二次情報であるが、刻書にくらべて失われ易いと考えられる。

以上、楽翁公旧蔵古瓦に関わる採集地情報を、土塀にはめ込んだ時の漆喰痕跡と対応させて整理した。漆喰以前の朱書・墨書は各瓦の由来を知る一次情報であり、土塀にはめ込む時の刻書や漆書は二次情報であるが一次情報を十分踏まえている可能性が高い。これに対して、漆喰以後に貼付された墨書と紙情報などは、研究者としての経験値を踏まえているが、現在の研究水準を踏まえて批判的に検討する必要がある。前章の各瓦の個別解説や図のキャプションは、以上の観点を踏まえた上でお

こなっている。ただし、一次情報である朱書・墨書は、経年劣化や漆喰をこそげ落とした際に読めなくなったものが少なくないことは先述した。これを克服するには、赤外写真や赤外カメラをはじめとする科学的調査が必要であるが、冒頭で述べたように、本稿はアナログ手法で可能な現時点までの分析・解説を目的とし、新技術が開発した計測や分析にもとづくさらなる探究は次世代にゆだねる。

#### 第四章 楽翁公旧蔵古瓦の由来と意義

**定信自身が採集した瓦** 前章で述べたように、本資料群の採集地に関しては複数の情報が錯綜する場合もあるが、基本的に一次情報を重視すべきだと考える。ただし、一次情報といっても、どの程度まで信頼できる情報なのかは、あらかじめ考えておく必要がある。以下、松平定信やその関係者の日記・記録から定信蒐集古瓦の由来・経緯を検討した佐々木和博氏の成果「佐々木一九九五a・b」等に学びつつ、楽翁公旧蔵古瓦の資料価値を考える。

楽翁公旧蔵古瓦が松平定信の蒐集品であることは確かだが、御殿様である松平定信が自身で遺跡を訪ね、瓦を拾う姿はなかなか想像しにくい。しかし、定信が老中首座を降りたのちの随筆・日記『退閑雑記』後編巻之三（吉川弘文館『続日本随筆大系6』所収）には、寛政一二（一八〇〇）年八月、飯坂温泉での湯治を目的に定信は領内を巡見し、郡山宿を過ぎた夜討川付近で「虎丸長者の居所の古瓦を得」て、「この長者てふ人は養老頃のものぞ」「其居所のあとに碑あり。養老の文字かすかに残れり」と記している。「白河侯所蔵古瓦目録」も「虎丸長者瓦三」を登録する。虎丸長者伝説は福島県郡山市の清水台遺跡（陸奥安

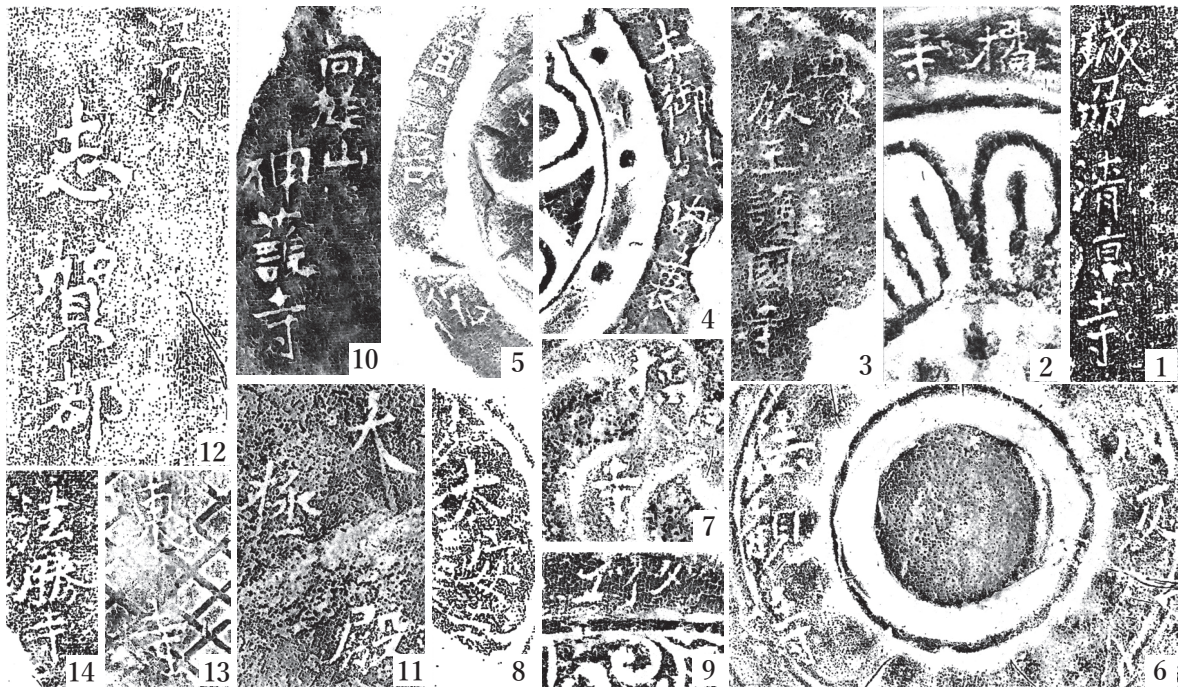


図9 楽翁公旧蔵古瓦にみる刻書拓影（縮尺2分の1）

1(図1-4) 2(図2-6) 3(図2-3) 4(図2-4) 5(図3-4) 6(図3-2) 7(図3-8) 8(図1-6) 9(図5-5)  
10(図6-9) 11(図6-8) 12(図6-7) 13(図7-2) 14(図7-3)

刻書で記録者を同定するのは難しいが、集成すると多くが共有する「寺」字などが酷似している（1～3、6～8、10、13、14）。刻書した人物は多数かもしれないが、少なくとも下書した人物は比較的限られていたと考えて大過あるまい。



積郡衙関連遺跡)で知られており、事実、古代瓦が出土する。

領内巡行はもちろん気楽な一人旅ではなく「詩歌などすともがら三十人ばかり、いつも詩歌の会につどふものどもなり」がともに巡行する。しかし、「みちすがらも寺などみれば、ふるきものやあるとたづねており、湯治目的でも文化財探究に意欲的である。虎丸長者瓦も、定信自身が採集したかはわからないが、採集現場を確認したことは間違いないだろう。阿武隈川の支流摺上川では、老人七〇人あまりを招いて酒を振るまい「こたびささぐるもの石かはらなんどの類ひぞ多き。予が無用のものこのむ癖をぞ知りける」と好古癖が知れ渡るのを喜び、旅の終わりには「この旅中ただ病をやしなひ、やまひに苦しむのみなり。されども古書画石瓦などは、やすらふ家々にてみる。予が好事とやらんは高名に成にけり」と総括している「佐藤一九九二」。御殿様だから好古癖が知れ渡れば、協力者には不自由しない。楽翁公旧蔵古瓦が、自身が採集したものでなく、取り巻きが提供したものを含むならば、その出自もやや危うくなる可能性がある。

楽翁公旧蔵古瓦を誰が採集したのか 当研究所の楽翁公旧蔵古瓦には、定信に身近な福島県内で採集された瓦はない。「白河侯所蔵古瓦目録」には虎丸長者瓦も登録され、採集地は北は陸奥多賀城から南は筑紫大宰府におよぶが、圧倒的多数は大和・山城で採集した瓦で、当研究所の楽翁公旧蔵古瓦も同様である。おそらく、定信が直接採集した瓦はほとんどないだろう。『退閑雑記』後編卷之二には「野洲の薬師寺の「瓦は白鳳のころのものなれば、それをひろい得させんとて人をやりける」とあり、瓦採集のため人を遣わしている。下野薬師寺(栃木県下野市)の瓦は「白河侯所蔵古瓦目録」には登録されておらず、目的は達成できなかったようだ。しかし、大和や山城の瓦が主体的な定信の古瓦蒐集が、

このような一時的な家臣派遣で達成できるはずがなく、もっと体系的な人的派遣や交流が必要である。

全国各地の古文化財一八五九点を収めた『集古十種』作成のための資料収集には、谷文晁をはじめとする文人や画人を派遣しており、次の七回の調査旅行が確認されている「小林二〇〇〇」。

①寛政四(一七九二)年 柴野栗山・住吉廣行・屋代弘賢等、山城・大和方面の寺社宝物調査。

②寛政六(一七九四)年 谷文晁・鶴飼貴重、奥州方面をまわる。

③寛政八(一七九六)年 谷文晁・喜多武清・広瀬典、西遊する。典は京都で文晁らと別れて九州へ。文晁と武清は大和・紀伊を調査。

④寛政一(一七九九)年 白雲・大野文泉、西遊。山城・大和の調査の後、摂津から山陽道諸国へ。

⑤寛政二(一八〇〇)年 白雲・大野文泉、西遊。山城・大和の調査の後、摂津・讃岐から山陽道諸国へ。

⑥寛政年間 谷文晁、鎌倉方面の社寺宝物調査。

⑦文化四(一八〇七)年 谷文晁・大野文泉、奥州を一巡する。

佐々木和博氏も、定信蒐集古瓦の背景として『集古十種』の資料調査に従事した画人・文人の存在に注目する「佐々木一九九五a」。すなわち、画人では谷文晁(一七六三〜一八四〇年)、白河の画僧白雲(一七六四〜一八二五年)、文晁の門人で白河の絵師巨野泉祐(一七七五〜一八二三年)、白河藩校・立教館教授の広瀬蒙斎(一七六七〜一八二五年)などである。とくに谷文晁『松島日記』(寛政六年)には、古瓦についての記録が三ヶ所あり、その地名が「白河侯所蔵古瓦目録」と一致する事実から、『集古十種』資料収集時の古瓦採集を推定している「佐々木一九九五b」。また探訪年代がはっきりしない『谷文晁好古



紀行』は、相模国鎌倉近辺の調査記録で、「白河侯所蔵古瓦目録」に鎌倉の古瓦七件を登録しているのに対応するが、紀行文には古瓦採集の記事はない。佐々木氏以後、白雲の調査・収集に関わる「拓本帳」の整理結果が公表され「加藤一九九八」、東海道・畿内・山陽道の古社寺や個人コレクション調査(寛政一・二二年)で『集古十種』の碑銘・銅器に収録された資料との対応も明らかになった。「拓本帳」には四〇点近い古瓦拓本も収録され、半分弱が「白河侯所蔵古瓦目録」と採集地名が共通する。

しかし、「拓本帳」は実物収集ではなく資料調査の成果で、収録拓本も古社寺や個人の所蔵品で、原則、楽翁公への御土産になったものではない。もちろん、当時も文化財としての価値がさほど認められていない瓦が、調査時に寄贈されることもあったろう。しかし、それでは「拓本帳」作成の意味がない。そもそも、谷文晁や白雲の『集古十種』資料調査の主目的は、碑銘・鐘銘・兵器・銅器・楽器・文房・印章・扁額・肖像・古書画にある。『集古十種』の甲冑図には、冑を内面から見たり、分解図を添えて全体がわかる工夫をした入念なものがある。そんな調査をしている最中に、散布する瓦から見栄えのするものを選び出す暇はあまりないだろう。事実、楽翁公旧蔵古瓦のなかで、備中箭田廃寺で採集された軒平瓦(図5-1)には「黄薇寺古瓦/寛政七年穿土獲之」の墨書がある。白雲等が山陽道の資料調査をする以前に掘り出された資料で、定信の取り巻きや『集古十種』の資料調査とは無関係に、各地で古瓦蒐集がおこなわれていたことを示す。

古瓦蒐集熱の高まりの中で、『集古十種』が生まれた一八世紀後葉、一九世紀前葉には、畿内を中心に古瓦蒐集熱が異常に高まる。きっかけを作ったのは藤原貞幹(一七三二〜九七年)で、明和四(一七六七)年

・安永五(一七七六)年の年紀のある『古瓦譜』、とくに後者が与えた影響が大きい「藪中二〇一六・二〇一八、上原一九九四a・二〇二二」。佐々木和博氏もこれに注目し、「白河侯所蔵古瓦目録」と貞幹『古瓦譜』に共通する瓦の出土地・採集地を比較する「佐々木一九九五a」。『集古十種』にも貞幹の影響が明確なので「清野一九九四」、定信の古瓦蒐集を貞幹の影響と考えるのは妥当である。

「彼ふるき瓦など好むものを、好まざるもの誹りて物の用なきを瓦石にもたとふべし。まゐてやれたるかはら何にかせんといふを、瓦の古きは文字などもありて、その文字の古体もて書の法したるたよりにし、硯にしてもまた用をなすと答ふは、好む所にしめて理はり言なり。文字ありとても、古法帖の墨本には及ばじ。硯になすとも端研にはいかで立並ぶべき。されば無用のものを好むはいかがるべからんかといへど、世にある事みな益なるもののみにはあらず。益なく損ある事はつとめてなすまじきなり。損なく益ある事はつとめてすべきなり。益なく損もなき事はしても有なん。せずしてもありなん」『退閑雜記』後編卷之三。文字瓦の歴史的な資料価値や古瓦を硯にする事は、貞幹が説いたところで『好古日録』『好古小録』、その説明を踏襲しつつも、定信の眼差しはやや醒めている。しかし、貞幹の影響は定信だけでなく、多くの同時代の古瓦蒐集家と拓本集を生み出した。その中には貞幹『古瓦譜』に収録されていない資料も少なくない。瓦コレクターの周囲には、その趣味を聞いて採取した瓦や掘り出した瓦を寄贈する応援団があり、一方で、コレクター間の蒐集品交換も日常的であった。楽翁公旧蔵古瓦が成立する背景に関しても、そうした歴史的環境を考える必要がある。

たとえば、「白河侯所蔵古瓦目録」にある「峯堂瓦」について、佐々木氏は「所在地不明」とするが「佐々木一九九五a」、宝静誉淳(一七六五

（一八四四年）作成の法金剛院『古瓦譜』「山本一九八〇」には、京都西山（現京都市西京区御陵峰ヶ堂町所在）の峯堂蒐集瓦が掲載されている。現在、法華山寺跡と呼ばれる山寺跡である「京都大学考古学研究会一九九二・九四・九五」。同目録にある「播磨法華山寺岑堂瓦」も重複誤記の可能性がある。いずれにしても、貞幹『古瓦譜』『仏刹古瓦譜』には収録されていない資料で、貞幹の影響を受けた瓦コレクターたちが開拓した新しい古瓦蒐集地である。つまり、楽翁公旧蔵古瓦は貞幹『古瓦譜』『仏刹古瓦譜』だけでなく、その影響で広まった古瓦蒐集熱全体を踏まえて検討する必要があるのだ。

まとめ 以上、当研究所が所蔵する楽翁公旧蔵古瓦に関しては、まず一点一点を検討し、現時点で判明している考古資料と対比し、それを踏まえて学史的に位置づける必要がある。それが本稿の主目的であり、各資料に記された採集地情報の齟齬を、浅草にあった松平侯下屋敷の茶室の土堀にはめ込んだ時の名残である漆喰痕跡を根拠に整理した上で、現在わかる考古資料との対比を試みた。全国規模で発掘調査成果が蓄積され、考古学の出版物があふれる現在なら、判明している考古資料との対比は容易と思うかもしれないが、必ずしもそうではない。過信は禁物である。

たとえば、中房に「法隆寺」銘を置く軒丸瓦（図3—7）は、現在、法隆寺出土瓦・所用瓦研究における到達点「法隆寺昭和資財帳編集委員会一九九二」には掲載されていない。同書が出版された時、これで法隆寺瓦研究の基礎資料はすべて提示されたと思っていたが、当研究所の楽翁公旧蔵古瓦に未掲載瓦があるのを知った時は、新発見資料かもしれないと心ときめいた。製作技法などを見る限り、『黒川瓦目録』『西村・菅井一九八七』が指摘するように、鎌倉時代初めの軒丸瓦と考えて問題

ないように思える。しかし、楽翁公旧蔵古瓦には発掘で出土した例がなく、寺の歴史に照らすと、ありそうにない資料も含まれている（図4—5）。コレクターが跋扈する世界には偽物がつきものである。事実、白雲の「拓本帳」には、白鳳年号のある超レアな文字瓦が掲載されている「加藤一九九八」。即断できないが、歴史資料として利用するのは避けたいところが賢明である。したがって、楽翁公旧蔵古瓦の一点一点を慎重に検討する作業がまず重要である。同瓦がたどった歴史的経緯のなかで読みにくくなった採集地情報朱書・墨書・刻書の再検討も含め、さらなる検討は次世代にゆだねたい。

## 参考文献

- 芦田淳一 二〇〇二年 「造瓦にみる鎌倉期の東大寺復興」『南都佛教』第八二号、南都佛教研究会
- 有馬 伸 二〇〇二年 「平城天皇 楊梅陵鳥居改修工事に伴う立会調査」『書陵部紀要』第七一号「陵墓篇」、宮内庁書陵部
- 石田茂作 一九三〇年 『古瓦図鑑』大塚巧藝社
- 石田茂作 一九三六年 『飛鳥時代寺院址の研究』
- 上原真人 一九九四年 a 「瓦の語るもの」『岩波講座 日本通史第三卷（古代2）』岩波書店
- 上原真人 一九九四年 b 「前期の瓦」『平安京提要』（財）古代学協会・古代学研究所編）角川書店
- 上原真人 一九九七年 『瓦を読む』歴史発掘一一、講談社
- 上原真人 二〇〇九年 「撰関・院政期の京都における讃岐系軒瓦の動向」『平安京とその時代』（籙谷寿・山中章編）思文閣出版

- 上原真人 二〇一〇年 「撰関・院政期の京都における丹波系軒瓦の動向」 『佛教藝術』三〇八号、毎日新聞社
- 上原真人 二〇一四年 a 『古代寺院の資産と経営―寺院資財帳の考古学―』 すいれん舎
- 上原真人 二〇一四年 b 「古代の終焉と播磨の瓦生産」 『明石の古代Ⅱ』 発掘された明石の歴史展実行委員会
- 上原真人 二〇二〇年 「遷都にもなう寺院移転と元興寺」 『日本仏教はじまりの寺元興寺―一三〇〇年の歴史を語る―』 吉川弘文館
- 上原真人 二〇二一年 『奈良時代の大安寺―資財帳の考古学的探究―』 東方書院
- 上原真人 二〇二二年 「『館藏品研究』 黒川古文化研究所所蔵の『無佛齊古瓦譜』について」 『古文化研究』 第二一号、黒川古文化研究所
- 上村和直 一九九八年 「平安末期から鎌倉初期にかけての瓦生産の一樣相―文鏡の再建・修造事業をめぐる―」 『帝塚山大学考古学研究所研究報告Ⅰ』 帝塚山大学考古学研究所
- 植山 茂 一九九九年 「平安時代中期の官瓦窯について」 『瓦衣千年森郁夫先生還暦記念論文集』 真陽社
- 遠藤鎮雄 一九七四年 『史料 天皇陵―山陵志・前王廟陵記・山陵図絵―』 新人物往来社
- 岡本寛久 一九八〇年 『泉瓦窯跡・万富東大寺瓦窯跡』 岡山県埋蔵文化財発掘調査報告書三七、岡山県教育委員会
- 梶川敏夫 一九七六年 「平安宮真言院跡推定地発掘調査概要」 『京都市埋蔵文化財年次報告一九七五』 京都市文化観光局文化財保護課
- 梶原義実 二〇一〇年 『国分寺瓦の研究―考古学からみた律令期生産組織の地方的展開―』 名古屋大学出版会
- 加藤純子 一九九八年 「白雲収集による『集古十種』 採訪資料について」 『定信

- と画僧白雲―集古十種の旅と風景―』 展図録、白河市歴史民俗資料館
- 金子 智 二〇一六年 「特異な文字文瓦について―近世風流人たちの愛好した瓦―」 『東アジア瓦研究』 第五号、東アジア瓦研究会
- 亀田 博 一九九九年 『橘寺』 奈良県文化財調査報告書第八〇集、奈良県立橿原考古学研究所
- 川見典久 二〇一七年 『『集古十種』 兵器篇と十八世紀の古武器調査』 『古文化研究』 第一六号、黒川古文化研究所
- 川見典久 二〇一八年 『『集古十種稿』 の分析からみる『集古十種』 完成までの過程』 『古文化研究』 第一七号、黒川古文化研究所
- 軽部慈恩 一九七〇年 「三島市伊豆国分寺址」 『伊豆半島(北伊豆及び沼津)の古代文化』 (軽部慈恩博士追悼特集) 駿豆考古学会
- 岸本直文 一九九〇年 「平安宮式鬼瓦」 『第四二とれんち』 京都大学考古学研究会
- 北村圭弘 二〇〇九年 「近江大津宮周辺寺院の素弁蓮華紋軒丸瓦」 『考古学と地域文化』 一山典還暦記念論集
- 木村捷三郎 一九六九年 「平安中期の瓦についての私見」 『延喜天曆時代の研究』 古代学協會編、吉川弘文館(『造瓦と考古学―木村捷三郎先生頌寿記念論集―』 一九七六年所収)
- 木村捷三郎 一九八一年 「瓦類」 『洛南高等学校新築体育館用地埋蔵文化財調査報告』 鳥羽離宮跡調査研究所
- 教王護国寺 一九八一年 『教王護国寺防災施設工事・発掘調査報告書』
- (財)京都市埋蔵文化財研究所 一九七九年 『臨川寺旧境内遺跡発掘調査報告』 京都市埋蔵文化財研究所調査報告Ⅳ
- (財)京都市埋蔵文化財研究所 一九九六年 『木村捷三郎収集瓦図録』
- (財)京都市埋蔵文化財研究所 一九九七年 『京都嵯峨野の遺跡―広域立会調査による遺跡調査報告―』 京都市埋蔵文化財調査報告第一四冊



京都大学考古学研究会 一九九二・九四・九五「法華山寺跡調査報告」『第四〇四六トレンチ』

京都大学文学部 一九六八年『京都大学文学部博物館 考古学資料目録』第二部(日本歴史時代)

清野謙二 一九四四年『日本人種論変遷史』小山書店

葛原克人 一九八六年『箭田廃寺』『岡山県史』第一八巻、考古資料編、岡山県史編纂委員会

宮内庁 二〇一五年『正倉院正倉整備記録 本文編』(公財)文化財建造物保存技術協会

興福寺 一九七八年『興福寺防災施設工事・発掘調査報告書』

国分寺市史編さん委員会 一九八六年『国分寺市史 上巻』

(財)古代学協会 一九八三年『平安京土御門烏丸内裏―左京一条三坊九町―平安京跡研究調査報告第一〇輯

小林めぐみ 二〇〇〇年『集古十種』の編纂―その目的と情報収集―『あるく・うつす・あつめる 松平定信の古文化財調査(集古十種)』福島県立博物館 館平成一二年第一回企画展図録

酒井清治 一九九〇年『剣菱文軒丸瓦からみた武蔵国京所廃寺の性格―国府付属寺院の可能性について―』『研究紀要』第一二号、埼玉県立歴史資料館

佐々木和博 一九九五年 a 『松平定信の古瓦収集―白河侯所蔵古瓦目録を中心に―』『王朝の考古学』大川清博士古稀記念会編

佐々木和博 一九九五年 b 『松平定信収集古瓦再考―谷文晁『松島日記』を中心に―』『國學院大學考古学資料館紀要』第一一輯

佐藤洋一 一九九二年『松平定信の領内巡見―随行する文人と画人―』『定信と文晁―松平定信と周辺の画人たち―』福島県立博物館平成四年度第三回企画展図録

静岡県教育委員会 二〇〇三年『静岡県の古代寺院・官衙遺跡』静岡県文化財調査報告書第五七集

鈴木久雄・上村和直・前田義明 一九九六年『瓦』『新東寶記(東寺の歴史と美術)』東寺創建一千二百年記念出版編纂委員会

鈴木久史 二〇一三年『京都の鬼瓦』『古代瓦研究XII―鷗尾・鬼瓦の展開2鬼瓦―』(古代瓦研究会シンポジウム記録)奈良文化財研究所

関野 貞 一九〇三年『古瓦模様沿革考』『考古界』第三編第一号、考古学会

関野 貞 一九二八年『考古学講座 瓦』雄山閣(『日本古瓦文様史』と改題し『日本の建築と芸術』上巻、岩波書店、一九四〇年所収)

瀧浪貞子・寺升初代 一九九四年『平安宮』『平安京提要』(財)古代学協会・古代学研究所編(角川書店)

田村信成 二〇一二年『梵字文軒瓦―密教系瓦当文―』『東アジア瓦研究』第二号、東アジア瓦研究会

内藤政恒 一九五四年『川崎市菅寺尾台瓦塚廃堂址調査報告』川崎市文化財調査報告第一冊

奈良県教育委員会 二〇〇一年『東大寺防災施設工事・発掘調査報告書(発掘調査篇付図面)』

奈良国立文化財研究所 一九五八年『飛鳥寺発掘調査報告』学報第五冊

奈良国立文化財研究所 一九八七年『薬師寺発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第四五冊

奈良国立文化財研究所 一九九一年『本薬師寺の調査(一九九〇―一次)』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報二二』

奈良国立文化財研究所 一九九三年『本薬師寺の調査(一九九一―一次)』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報二三』

一・一九九三―二次) 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報二四』

奈良文化財研究所 二〇二〇年 『古代瓦研究IX―一本づくり・一枚づくりの展開1

(東日本編)』古代瓦研究会シンポジウム記録

奈良文化財研究所 二〇二一年 『古代瓦研究X―一本づくり・一枚づくりの展開2

(西日本編)』古代瓦研究会シンポジウム記録(Ⅰ報告編、Ⅱ資料編)

西田直二郎 一九二五年 『法勝寺遺趾』『京都府史蹟勝地調査會報告』第六冊、京

都府

西村俊範・菅井敏美 一九八七年 『黒川古文化研究所収蔵品目録第一三』(財)黒

川古文化研究所

西森正晃・鈴木久司他 二〇二一年 『史跡西寺跡発掘調査総括報告書』京都市文化

市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

花谷 浩 一九九五年 『出土瓦よりみた本薬師寺の造営と平城移建について』『展

望考古学』考古学研究会四〇周年記念論集

花谷 浩 二〇〇〇年 『飛鳥寺・豊浦寺の創建』『古代瓦研究Ⅰ―飛鳥寺の創建

から百済大寺の成立まで』古代瓦研究会シンポジウム記録、奈良国立

文化財研究所

原田憲二郎 二〇〇九年 『大安寺旧境内から出土した平安時代以降の軒瓦』『奈良

市埋蔵文化財調査年報平成一八(二〇〇六)年度』奈良市教育委員会

平松良雄 二〇〇六年 『明日香における古代寺院の瓦』『統明日朝村史』上巻考

古編第四章第三節明日香村教育委員会

深沢靖幸 一九九五年 『国府のなかの多磨寺と多磨郡衙』『國史學』第一五六号、

シンポジウム『古代東国の国府と景観―相模・武蔵を中心として―』

國學院大學文学部・国史学会

藤井 駿 一九五五年 『備前国に於ける重源遺跡』『重源上人の研究』南都佛教

研究会

藤澤一夫 一九六一年 『屋瓦の変遷』『世界考古学大系』第四卷、日本四歴史時代、

平凡社

平安博物館 一九七七年 『平安京古瓦図録』雄山閣出版

法隆寺昭和資財帳編集委員会 一九九二年 『法隆寺の至宝 第一五巻 瓦』小学館

湊哲夫・亀田修一 二〇〇六年 『吉備の古代寺院』吉備考古ライブラリー一三、吉

備人出版

武藤 誠 一九七五年 『松平楽翁公旧蔵の古瓦とその瓦譜』『関西学院大学創立

八五周年記念文学部記念論文集』(兵庫県の古社寺と遺跡)武藤誠先

生古稀記念会刊一九七七年所収)

保井芳太郎 一九三二年 『大和上代寺院志』大和史學會

藪中五百樹 二〇〇一年 a 『鎌倉時代に於ける興福寺の造営と瓦(上)(下)』『佛教

藝術』二五七号・二五八号、毎日新聞社

藪中五百樹 二〇〇一年 b 『南北朝・室町時代に於ける興福寺の造営と瓦』『立命

館大学考古学論集Ⅱ』立命館大学考古学論集刊行会

藪中五百樹 二〇〇五年 『安土桃山・江戸時代に於ける興福寺の造営と瓦』『帝塚

山大学考古学研究所研究報告Ⅶ』帝塚山大学考古学研究所

藪中五百樹 二〇一六年 『藤原貞幹』『古瓦譜』『仏刹古瓦譜』(臨山閣文庫尚古齋本)

の検討(上)』『帝塚山大学考古学研究所研究報告ⅩⅧ』帝塚山大学考古

学研究所

藪中五百樹 二〇一八年 『藤原貞幹』『古瓦譜』『仏刹古瓦譜』(臨山閣文庫尚古齋本)

の検討(下)』『帝塚山大学考古学研究所研究報告ⅩⅩ』帝塚山大学考古

学研究所

山崎信二 二〇〇〇年 『中世瓦の研究』奈良国立文化財研究所学報第五九冊、雄

山閣出版株式会社

山田邦和 一九九四年 『左京と右京』『平安京提要』(財)古代学協会・古代学研

究所編 角川書店

山本忠尚 一九八〇年 「法金剛院『古瓦譜』の調査」 『奈良国立文化財研究所年

報一九八〇』奈良国立文化財研究所

山本肇 一九八七年 「佐渡国分寺」 『北陸の古代寺院―その源流と古瓦―』北

陸古瓦研究会編、桂書房

吉本堯俊・桑山正進・中村徹也 一九六七年 「奥海印寺瓦窯跡発掘調査概報」 『史林』

第五〇巻第五号、史学研究会